

伊東伝兵衛と伝兵衛五井

北原優美編

伊東伝兵衛と伝兵衛五井

北原優美 編

| | | |
|-------------------|-------|----|
| はじめに | 北原 優美 | 3 |
| 一 鞠ヶ鼻井筋 | 北原 優美 | 5 |
| (一) 伊東伝兵衛以前 | | 5 |
| (二) 伝兵衛乗り出す | | 6 |
| (三) 坪一勺米事件 | | 7 |
| 二 黒河内新井筋(お鷹岩井筋) | 宮下三津衛 | 10 |
| (一) 伊東伝兵衛の目論見 | | 10 |
| (二) 工事の概要 | | 11 |
| (三) その後の黒河内新井筋 | | 12 |
| (四) お鷹岩井筋と岡庭寅五郎 | | 14 |
| 三 小原井筋 | 北原 優美 | 14 |
| 四 大島二番井(六道二番井) | | 20 |
| 五 上伊那井筋(伝兵衛堰) | | 26 |
| (一) 天竜西井筋の目論見 | | 26 |
| (二) 諏訪領との掛け合い | | 29 |
| (三) 諏訪藩との交渉成立 | | 30 |
| (四) 開削の経緯 | | 32 |
| (五) 上伊那東井筋(平出上井筋) | | 33 |
| おわりに | | 39 |

参考文献

参考資料

- ◎人物誌(『上伊那誌』人物篇より)
 - 埋橋與一・羽場善七・関織右衛門…………… 42
 - ◎伝兵衛井筋年譜…………… 43

〔写真提供〕 伊那市原新田 小林英一郎氏
 〔題 字〕 伊那市山寺 宮沢梅径 氏

はじめに

上伊那郡下には「伝兵衛井筋」と呼ばれる堰が方々にある。これを開削したのは伊東伝兵衛で、享和元年（一八〇一）五月五日に杉島村田本（現上伊那郡長谷村杉島田本）に生れ、水利事業に大きな功績を残し、文久二年（一八六六）に六二才で没した農民である。

江戸時代中期以後は、全国的に深刻な災害と凶作が相次いだ。天竜川流域も打ち続く大水害に痛め付けられ、安定した段丘上の開発が急務とされており、こうした時代の要請に応じて着手された水田開発の中で、お鷹岩井筋・鞠が鼻井筋・小原井筋・二番井・上伊那井筋など、伊東伝兵衛が開削した主な堰を、「伝兵衛五井」という。

伝兵衛の母まさは家付き娘で、父嘉藤治は隣の黒河内村（現長谷村黒河内）の黒河内氏の出であった。

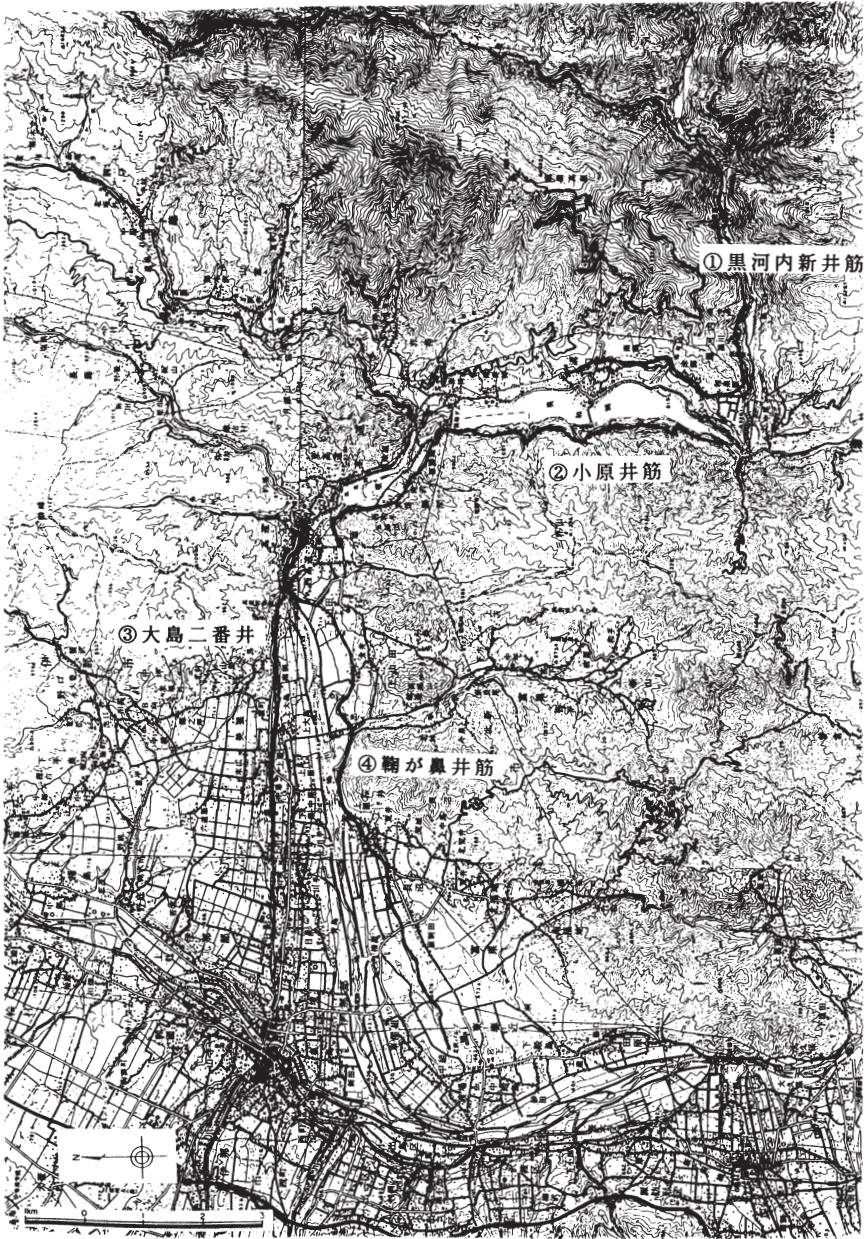
伝兵衛は幼名を武敬たけよといい、後に祖父の名を襲名して伝兵衛と称した。その当時としては晩婚で、二八歳のとき伊那の古町の唐沢氏の娘きせを妻に迎えた。

天保三年（一八三二）三十二歳で父と同じく名主になった伝兵衛は、文化年間の災害で放棄されていた鞠が鼻井筋の切り広めを手掛けて成功し、高遠藩主の信任を得て次々

に工事を手掛けていった。しかし、江戸末期まで開発されずに残っていたのは水利の便が悪い段丘上の土地であったので、そこを開田するには水路の延長も長くなり、崖錐の下に堰を付け回さなくてはならなかった。このため開発後も堰の維持のために農民は苦しむことになる。鞠が鼻井筋の場合、「坪一勺米事件」という騒動まで起きて、嵐にもまれるように騒動のさなかに伝兵衛は息を引き取った。

伊東伝兵衛のおこなった一つ一つの仕事を繋いでいくと、伝兵衛が天竜川流域の総合開発ともいえるほどのスケールの大きい仕事を視野に入れていたことがわかる。最近農業構造改善事業が進められて、元の井筋のありかさえわからなくなったところもあるが、現在の西天竜用水などは、ほとんど最初に伝兵衛の目論見したルートを通っているといわれる。

伝兵衛が逝去してから一三〇年近い年月が流れたが、その業績をふりかえてみることは、天竜川流域の歴史を見直す重要なひとつの鍵となるに違いないと思われる。



黒河内新井・小原井・二番井・鞠ヶ鼻井筋位置図

一 鞠が鼻井筋

北原優美

(一) 伝兵衛以前

伊那市の三峰川南部、天竜川左岸の段丘上は後背山地が浅いので、大沢川と新山川の外には大きい川は流れていない。沢水がかりの開田ではわずかな面積に過ぎないので、昔から灌漑水を得るのに苦心してきた土地である。中世にはすでに新山川から引き水した上井・下井の両井筋が存在したことは、永禄五年(一五六二) 武田勝頼が貝沼の地持埋橋氏に与えた宛行状で明らかであるが、この取水口を守るように貝沼村と新山村の村境は上井の取水口の上まで延びていたようである。

東春近の段丘上にある原新田は、近世の初めまでは戸数もわずかで、貝沼や桜井地区の余水に依存して生活を立てていたが、耕地は多くが畑で、住民は麦、粟、稗、蕎麦などを常食としていた。三峰川の水を引いて開田することはこの地区の悲願であった。

伝兵衛以前にもこの開発は二度試みられた。一回目は近世初期の明暦元年(一六五五)、北佐久の五郎兵衛新田の開発に力のあった柳沢氏の子、弥左衛門が妻子とともに原新田に移住して、原新田の住民とともに井筋の開削を高

遠藩に願い出て許可され、明暦元年から万治元年(一六五八)まで三年かかって、鞠が鼻から三峰川の水を引き上げ、一応水路の開削には成功した。しかし、同年鞠が鼻の難所が崩壊し、資金もなく容易に修復できないままこの計画は挫折した。その後、桜井村の下井の用水を分けてもらい、田畑高一七〇石余を開発して、村の名を原新田村と名付けた。

二回目は、江戸時代も下って文化十一年(一八一四)、原新田村ではこの井筋の回復をはかり、藩の許可を得て工事を行なうことになったが、鞠が鼻の難所を避けるために金井坂尻から七曲りに掛けて隧道を貫通させる計画を立てた。しかし、これも両方から一八六間(約三四〇メートル)掘り進んだところで難所に突き当たり、工事を中止せざるをえなくなった。やむをえず、鞠が鼻の断崖を樋によって付回すことに計画を変更し、文政元年(一八一八)十二月、四年かかった工事はだいたい完成した。しかし、出来上がった梓立てが崩壊して修理費がかさみ、その上、藩からの借金四二八両、人足の夫食米一五八石五斗三升と、大草村の宇内からの借金一三〇両など多額の借財に村人の生活は困窮し、負担を免れるため逃亡する者も出てくる有様であった。

(二) 伝兵衛乗り出す

天保二年(一八三一)、伝兵衛は原新田の人達と相談の上、高遠藩に願ひ出て、井筋の改修に取りかかった。

天保三年四月工事に着手し、小原村(現高遠町河南区小原)の神明の森下から揚水し、鞆が鼻十丁(約一キロ九〇メートル)ほどの繰り穴をうがち、水路を切り広め、翌四年の十一月に工事が完了した。完全に通水ができ、高遠藩の役人の見分もすませた。工事費は金六八〇両を要したが、伝兵衛個人の資金で支払いを済ませた。貝沼・桜井の両村は、原新田村と伝兵衛の了解を得て、この井筋の分水を高遠藩に願ひ出て許可となり、三か村の共同経営となった。そして新山川の水は、新井筋が通水することになったので全部上井に引き上げ、新井筋の為替水にすることになった。

その後天保十四年(一八四三)榛原村、弘化四年(一八四七)北福地村、嘉永七年(一八五四)南福地村が加入し、井筋の新掘りや分水工事が行なわれ、先の三か村と同様に工事費を負担することになった。これらの村々は、加入に際していづれも原新田村へ一札を入れ、分水の条件や維持費の負担方法について誓約した。この時代には、「原新田村井筋」または「原新田井筋」と呼ばれていた。

差し出し申す一札のこと

先年御村方新井筋より北福地村分水いたし開発のところ、私共村にても余水をもって右井筋を切り広め開発いたしたく、ついでには北福地村に内々申し談じ候ところ、相合の儀承知いたしくれ候に付、伝兵衛様始め御村方へ御無心申し候ところ、井掛中御熟談の上、井口三尺幅に相定めお聞き済みくだされ有難く存じ候。しかる上は諸人足ご入用はご定法通り急度相勤め申すべく候。後日のため連印よって件のごとし

嘉永七甲寅年(一八五四)三月

南福地村 井世話 弥治右衛門

組頭 五兵衛

代判 仲右衛門

名主 杉右衛門

北福地村 名主 徳兵衛

原新田村御役人衆中 (原新田区有文書)

この間、天保十二年(一八四一)から、改めて井筋の諸工事ならびに井さらい修復切り広めを、水代金を一畝につき金一分二朱を三か年(一年につき二朱ずつ)に納入すれば、伝兵衛の手許で引き受ける協定をしたが、その後の開

発の反別が少なく、水代金の収入が計画通りにいかなかったため、原新田・両貝沼の三か村で、井さらい工事人足手当として、一か年に米一〇石ずつ三か年間出すことに取り決めた。他の記録では、一畝について米三合を取り立てたという記録もある。また、毎年人足を一か村につき一〇〇人から一五〇人割り当て、その外にも割当が多かった。その上に万延元年（一八六〇）には、伝兵衛に対して一坪について米一勺ずつの分水費を納めるようにと、藩役所から関係村々へ通達があった。

この改修工事にかかった費用は、伝兵衛個人の調達したものであったが、文久元年までに六か村の水代金は二、〇〇〇両を突破し、このように負担が重くても、開田しても収益が少なくなると関係の村々が反発したため、伝兵衛は藩の力を借りて強行しようとし、「坪一勺米事件」を招いた。

（三）坪一勺米事件

翌文久元年（一八六一）四月十五日、藩役所は農民に対して鞆が鼻井筋の使用禁止を通告し、これを受けて関係の村々は江戸藩邸に越訴した。藩の方から伝兵衛に一勺米を取り下げよう説得してもらいたいというものであった。

文久二年の正月には、藩役所は再び一勺米の上納を命じたため、貝沼など五か村は藩主頼直に直訴する。これによって、農民の側の陳情通り一勺米は名主のもとに積み置いて、井筋職人の手当米とするように、藩主の裁決が下された。惣代は越訴の罪によって入牢を申し付けられ、伝兵衛は鞆が鼻井筋の経営から手を引くことになった。

この事件が解決した後、惣代たちが藩へ提出した文書は次のようなものであった。

差し上げ申す一札のこと

この度、鞆が鼻井筋かかり者共へ修覆示しだいし候、一坪につき米一勺づつ出来いたし候よう仰せいだされ候て、平方の者心得違ひより越訴仕り恐れ入り奉り候。しこうして、田原村伊左衛門、下殿島村清八立入りなし下され、その意を任じ御上様御利解の段恐れ入り奉り候間、願ひ上げ奉り候。

右利解趣意、左に。

一、新開畑田なり一坪につき米一勺づつ銘々出来いたし、名主元へ預け置き、伊東伝兵衛殿へかかわらず井筋切り広め、または格別の難所これある節は出来を以て普請いたすべく候。ただし、坪数の儀は御水帳の通り。

一、井筋修覆の儀

御上様へお願い仕り、御見分の上御普請仕りたく存じ奉り候。もつとも、人足の儀は地元村にて相勤め、人足一人につき玄米二升づつ名主元より請取り、横帳面に記し置き銘々相わかり候よう仕りたく、残米の分、升高改め、名主預かり置き候。横帳面には、印差し立て申し候。

| | |
|-------|---|
| 貝沼村 | 同 |
| 桜井村 | 同 |
| 榛原村 | 同 |
| 福地村 | 同 |
| 松井 周蔵 | 様 |
| 北原益太郎 | 様 |

一、竹木諸品買入の儀は、なるたけ下値に仕入れ、代料相改め、出米にて差し引き申すべく候。

一、水代金の儀は、これまででの通り、一畝壹分式朱づつ出金仕り、右積み米に差し加え申すべく候。

一、堰き込み水見廻り番、諸雑用の儀も、右積み米の内より差し引き申すべく候。

万一、出来不足の節は村々にて出銭いたし、井筋滞りなく修覆仕り候。

右の通り取り定め申し候上は、村々一統安心仕り、御利解の段恐れ奉り候。百姓出精仕りたく存じ奉り候間なにとぞお慈悲を以って心得違ひ御赦免なし下され候様願ひ上げ奉り候。

以上

文久二年戊辰（一八六二）三月

原新田村 平惣代 組頭 代判 名主

この騒動の渦中の三月一二日に、伝兵衛は高遠の寓居で急死した。恐らくはげしい怒りのためにおきた脳卒中か心不全ではないかと思われる。

天保七年（一八三六）に鞠が鼻の工事完成の功により、藩から榛原の原野四万坪を下賜されてから、ここに次男桂弥を移住させ、榛原村として独立させた土地であり、伝兵衛にはひとしお愛着の深い土地であった。春富地区の開発に対し、大きい犠牲を払って貢献したが、農民の側も長年の負担が多かったことから反発を受けて、不遇のうちに死去したのであった。

伝兵衛が父親から家督を受け継いだときには、伊東家の資産は、田四町四反歩、畑一町二反歩、山林一二町歩のほか、現金で二、八〇八両あったといわれるが、伝兵衛の死の直前の文久二年二月の日記によれば、借財は一、八七二

両にもおよび、ひ孫の代にまで及んでようやく返済している。

一坪一勺の水代米は、伝兵衛の私欲による要求ではなかった。三峰川という、流送土砂の多い荒れ川からの取水で、長い水路の維持管理には、どうしても必要な費用であった。現代で言えば、天竜川総合開発といえるほどの規模で次々に依頼されて引き受けていった、天竜川流域各所の堰工事費の資金繰りは並大抵のことではなく、資産家であった伊東家を、とつくに傾けてしまふほどであった。しかし、物事にこだわらない伝兵衛の性格と、一勺の米にも苦勞しながらささやかな生活を営々として築いてきた農民との間には金銭感覚でもずれがあったと思われる。

伝兵衛の死後、藩は鞠が鼻井筋を藩営とし、目沼村の埋橋興一右衛門、原新田村の伊東弥五右衛門、榛原村の伊東桂弥の三人を世話役に任じた。桂弥は伝兵衛の次男で、後に伝平と改名した人である。

藩営になって後も、坪一勺米事件は尾を引き、ついに元治元年（一八六四）の春、目沼などの五か村の農民は、目沼の娘原へ参集して、高遠藩庁へ強訴しようとしたが、事前に藩役人に察知されて鎮圧され、首謀者は捕えられて入牢となった。しかし、村役人の再度の赦免嘆願によって出



昭和11年5月30日の災害によって破壊された粹立

牢を許され、首謀者は「役筋取揚、村押込」となって決着した。

この事件後、明治四年（一八七二）の廃藩置県まで、一勾米は産物所へ納入されたが、一勾米代金と水代冥加金は工事に応じて地元の人三役人に下付され、井筋の維持管理に使われた。なお、「寄せ人足」が領内から集められ、一〇〇人から二〇〇人の補助があり、慶応元年の榛原井の切り広めには七〇二人の補助を受けた記録もある。

伝兵衛の経営を離れた後も維持管理費にはかなり苦労したもので、藩からの六〇〇両をはじめ、近村の有力者、辰野の沢底、東筑摩郡の洗馬からも多額の借入金があり、明治七年までに二、〇〇〇両近い借入があり、返済したのはその内の五〇〇両にも満たなかった。

「雨が降ると、水の来なくなる井筋だったんですよ」と、原新田の古老という。鞠が鼻の昭和十一年五月三〇日の災害写真を見ると、この時の災害は、土砂が流入してその重量に耐えられず樋が破壊し、そこから下に田圃があったなどとは信じられないほど礫が堆積している。この樋を修理して通水するのにどれだけの費用と人工（にんく）がかかったか、その大変さが実感される。

この井筋は、藩や関係地区の公式の文書には「伝兵衛井

筋」の名は全く見られず、「鞠が鼻大井筋」「原新田村始め六ヶ村井筋」「春富二ヶ村大井筋」の名称が用いられている。しかし、「伝兵衛井筋」が通称として使われていることに、地区の人の想いを見ることが出来る。

三峰川総合開発事業がおこなわれた後も、新山川から下流の水路の大部分は当時の井筋を改修して利用している。

二 黒河内新井筋（お鷹岩井筋） 宮下三津衛

（一） 目論見

高遠藩直営の新開田として伝兵衛が目論見たのは、入野谷六〇町歩の開田計画であった。諸資料（『黒河内新井筋諸事控帳』など九冊）によると、天保四巳年（一八三三）に、仙丈ヶ岳西麓から流れでる尾勝沢と小黒川の合流点である尾勝の渡から二つの川の水を取り入れ、唐の木・芦ヶ平・ネッコ沢などの岩場を掘り開いて、お鷹岩の大岩塊を掘り抜き、黒河内耕地の和泉原の中段から、溝口の南端南郷を経て非持境の老いの沢まで、約五〇〇〇間（九キロメートル余）にわたる井筋の切り開きを目論見たものであった。この構想は、当時の測量技術の未熟などから勾配が狂い、

なかなか水が流れなかったり、お鷹岩を掘り抜くという難工事があったので、伝兵衛の在世中には通水にいたらなかった。しかし、その後伝兵衛の遺志をつぐ幾人かの後継者に受けつがれて完成した。以来、百有余年間、恵みの水を延々と運んでくれたのがこの「黒河内新井筋」後の「お鷹岩井筋」である。

(二) 工事の概要

伊東伝兵衛手記の『天保四巳年黒河内新井筋石工日記』ほか八冊の記録によると、天保四年（一八三三）には前述の尾勝の渡を取り入れ口に、お鷹岩までの約五〇〇間（約九〇メートル）を下新山（伊那市富県新山）の多三郎という人に請負わせて工事を進めている。この間はほとんどが岩切りのため難渋したようであるが、水を流してみても掘り下げたという。

お鷹岩までの区間があらましかつた後に、お鷹岩の大岩の掘り抜きに手をつけたが、今度も岩山が非常に固くて苦勞したとのことである。

また、嘉永五年（一八五二）五月の『黒河内新井筋検分御献立控』が残されており、その中に、

お上五人様分御茶、御菓子、重詰など

右は黒河内より 外は田本（伝兵衛宅）

と記されている。これを見れば、黒河内耕地がいかにこの新井筋に大きな期待をかけていたか、また「お上様」の接待に気配りの様子が伺える。

度量の大きかった伊東伝兵衛もこのお鷹岩の掘り抜きにはまったく手を焼いたようで、安政二年（一八五五）には越中・飛騨方面からきた特殊な技術を持つ職人に請負わせ、五月十四日には現場の見廻りをして職人と掛け合った記録がある。どうも仕事が予定のように進んでいなかった模様で、文久年間になるとすぐ、中沢栗林の元右衛門という人がこの掘り抜きに取りかかったが、難工事のため手元（資金）が続かず見合わせになっている。この時まで三〇間（約五五メートル）位掘っただけであったとのことである。

伝兵衛は、文久二年（一八六二）三月十二日数え年六二歳で急死したので、この目論見はついに完成にいたらなかった。ちなみに、天保のはじめこの大事業に取り組んだ時の伊東伝兵衛は、実に三二歳の若さであった。

(三) その後の黒河内新井筋

伝兵衛没後五年目の慶応二年(一八六六)に、東高遠の山下志賀八が黒河内の小太郎という人と再三お鷹岩掘り抜きに取組んでいる。一年くらい掘ってみたが、これも相変わらずの難工事で資金が続かず失敗に終わっている。古老の話によると、一日中かけて掘った石のかけらが、お昼に食べた三合メンパ一杯位にしかならなかったとのことで、いかにこの掘り抜きの岩が固く難工事であったかが窺える話である。

將軍徳川慶喜が大政を奉還した明治元年(一八六七)、高遠藩の奉行は、先年中に東高遠の山下志賀八が工事を中止したことを大変残念がり、貝沼耕地(伊那市富県)の埋橋興一、溝口村(長谷村溝口)の羽場善七の両人を呼出し、大世話役を仰せつけた。また、地元の世話役に黒河内谷八、黒河内太郎右衛門、石川惣八、中山伊藤治の四人を任命して、同年十二月十七日、四度目の掘り抜き工事を始める段取りになった。これには藩主が手元(工事費)を約束してくれたようである。

続く、明治二年には、地元の世話人をさらに追加任命して体制を固めている。この工事は、藩より推薦された中新山(伊那市新山)の佐助という人に請負わせ、職人は七人

で上下両方から掘り進んだが、果たして両方からの堰筋がうまく出逢うかどうかに苦心したという。

版籍奉還後の明治二年九月には、藩役人が検分に来て、「このたび天朝御領になったこと。井筋の開発開田は国の富みになることゆえ、心配せずに工事を進めろ。お奉行様がお御検分に来られても、これからは手贖(自弁)で来られるから今までのように接待しなくてもよい。村方へは少しも厄介はかけない。掘り抜きの費用は多額だと思いがなんと心配しましょう。」といった主旨のことを語り、世話人や職人に酒肴を与え、その労をねぎらった。

同年九月二一日、郡代始め一二人の役人が揃って検分してきた。貫通が間近いと見当をつけたためであったろうか。翌十月の二十七日、待望の掘り抜きが貫通した。職人たちは歓喜して、溝口の大世話役、羽場善七方へ報告に駆け付けた。駆け付けた職人は、足首に草鞋の紐だけを結び付けただけの素足だったとのことで、いかに喜んだかということが窺える話である。

また堰の上下口の出合いはうまくいったもので、筆者もこの掘り抜きを幾度も通って見たが、下口のほうが三、四尺低いが中心はほぼ合っており、その技術には驚かされた。苦難の掘り抜き延長四三間(約七〇メートル)で、伝兵衛

が着工して以来実に三七年の歳月を費やしている。伝兵衛在世中には、この掘り抜きには多額の自費を投入したといわれているが、これを請負った諸職人も大方身上（財産）をつぶしてしまつたといわれている。この掘り抜きの最後を完成させたのは、大世話役の埋橋與一（後の埋橋與一右衛門）と羽場善七であつた。（後述）

さて、黒河内新井筋開削の興亡をかけた、お鷹岩の掘り抜きが貫通（明治二年十月二七日）した二日目の十一月八日には、藩役人の矢沢様、酒井様を迎えて、掘り抜き下口から水盛りを始め、一方、黒河内村と溝口村では溝口までの掘り通しについて大寄合を開き、一戸について三工を割り当てて、十一月十三日から村人足総出で掘り通しを始めた。難所は、掘り抜きを完成させた佐助や九六畝（土工）に請負わせているが、遠廻り人足といって近郷からも応援人足を出役させたことである。古老の話によると、中沢郷からは女沢峠を越して夜明けに集まり、終日応援してくれ、夕方また女沢渡に集まって帰つていったとのことである。

明治二年十二月六日、尾勝渡の井口から溝口の南郷まであらかた完成したので、奉行の検分を受けているが、折角作つた堰は勾配が少なかつたため水が流れてこなかつたと

いう。

明治四年八月六日、郡代を迎え検分を受けているが、そのとき郡代よりいただいた褒賞は次のようである。

- 一 金二百疋宛 大世話役二人へ
- 一 金百疋 羽場善三郎へ（善七息子）
- 一 鳥目三貫文宛 両村世話へ
- 一 お酒 二本 両村へ

同年、藩役人は地元の世話人を追加任命して、大世話の埋橋與一、羽場善七兩人に金一、〇五〇円の御拝借金（貸付金）の下付があつたが、廃藩置県により、明治五年には筑摩県へ引渡しになり、その後三か年ばかり捨て置かれたので、井筋は諸方が破損して通水どころではなくなつた。黒河内村では、和泉原の平へ水が乗って開田できるかどうかで、関係者は勿論耕地民が苦慮したようである。

明治七年の十二月、筑摩県から沙汰があり、大世話役の埋橋與一、羽場善七の兩人と両村世話役を呼出し、御拝借金その他についてきつい説諭があつた。しかし、井筋の勾配が少ないため三度も掘り下げ直しをしたが和泉原の平へ水が乗らない見通しとなつてしまつたので、黒河内村は溝口村と天保三年以来一緒に続けてきたこの黒河内新井筋に見限りをつけて脱退することを申し出し許可された。黒河

内村惣代は、連署で明治七年十二月二十五日に約定書を大世話役に差し出し、起工以来四二年もの間、和泉原三〇町歩開田を夢にまで見てきたこの「黒河内新井筋」を捨てたのである。

一方、溝口村は筑摩県の説得で一村だけでこの井筋を続けていくかどうかについて、何回も村寄合をした結果、旧高遠藩よりの御拝借金一、〇五〇円の半額、金五二五円を引き受けて自普請（お上の援助を受けずに運営する）で運営することを決めた。世話役を充実させ御拝借金を三〇か年賦で返済する約束で今後の運営の腹ぎめをしたのである。

この時のとりきめで、藩のお声掛かりで置かれた大世話役の埋橋與一、羽場善七の任務は、金銭的には未解決な問題が多く残っていたが、工事の面では一応終えたことになった。このときを境に「黒河内新井筋」は、溝口村「お鷹岩井筋」と改名されたのであった。

(四) お鷹岩井筋と岡庭寅五郎

自普請を引き受けた溝口村は、新しく「お鷹岩井筋」と銘うって明治八年より地元の世話人を補充して、この地方での水利家といわれていた勝間耕地（高遠町勝間）の岡庭寅五郎を棟梁に頼み、本格的な補修に取りかかった。その

結果、明治十五年になって初めて尾勝渡より井筋の水が流れてくるようになった。天保三年に伝兵衛が起工して以来実に四五五年の歳月を要している。井筋の延長四、四〇三間（約八キロメートル）で逐次開かれた水田は二〇町歩に及んだ。

その後、昭和になって、美和ダムが構築されると、百有余町歩に及ぶ耕地が水没の憂き目を見ることになったので、上段への水路開削が、昭和三十三年美和土地改良区によって計画された。いわゆる美和地区を南北に貫く一貫水路である。順次改良した部分や新規開削の箇所も数多くあるが、その基幹となったのは、天保四年伝兵衛がもくろんだ黒河内新井筋、後のお鷹岩井筋である。現在一三〇町歩の水田に満々と恵みの水を湛えてくれている。

長谷村非持の諏訪神社社頭に「仙流拓沃野」と、一貫水路完成の記念碑が建立され、先人の偉業を称えている。

三 小原井筋

小原村は、現在高遠町に合併された旧河南村の一村落であった。三峰川左岸の段丘上に位置し、三峰川の洪水から

は守られていたものの、灌漑水に乏しく、地下水位も深かった。小原村と隣の山田村が生命線とする水は大沢川の溪流のみであり、古来厳密に測定された石梓によって分水されている。元禄三年（一六九〇）の『信濃国伊奈郡小原村御検地水帳』には、田八町九反二畝一歩、畑四町二反二畝一歩、屋敷七反七畝一〇歩、戸数四〇戸と記されているが、その水田分布は大沢川の流域と、段丘下の三峰川の沖積地に限られている。この地域の開拓は、かなり古い時代からおこなわれているが、水資源が限られているために灌漑できる範囲は開拓し尽くされていたものと考えられる。元禄三年に一戸当たり平均三反二畝の零細規模は、江戸時代末期までほとんど変化はなかったと思われる。すでに南方山地の奥まで、水さえあれば猫の額ほどの土地も水田になっていたことが、古図面や地形から察することができ

る。嘉永七年（一八五四）の春、大沢口に近い宮原耕地に畑を持った作兵衛ら一〇人は、溜池を作るために、試しに二間四方深さ六尺の池を掘って水を張ってみた。ところが、大沢川の扇状地で漏水がひどかったために、半日もたず洩れてしまい溜池工事は断念せざるをえなかった。

この年の六月八日、小原村の惣寄合の席に伊東伝兵衛が

来て井筋を引くことを奨めた。村中相談の結果、勝間（現高遠町河南勝間）の鳶沢から小原村宮原まで掘り通しをするに決まり、藩主に願い書をだし、工事は伝兵衛に一任することになった。この普請金五〇両は小原村二三両、高遠の鉾持村が二〇両、勝間村七両の割合で出し合うことになった。これは開田見込面積一畝について米一升五合の割であった。対岸の鉾持村が加わっているのは、小原耕地に多くの畑地を所有していたからである。

伝兵衛は早速工事に取りかかり、鳶沢から勝間村の山腹を縫って五郎山の下をまわり、瀬戸の大久保を経て清福寺下にいたり、宮原口に達する井筋を掘り通し、安政三年（一八五二）の春、ついに通水をみるにいたった。ところが、夏になって沢水が次第に乏しくなり、とうとうこの上井筋は放棄することになった。現在も山腹の所々に当時の水路が残っている。

伝兵衛は、上井筋が失敗したので、今度は鳶沢下から三峰川の水を堰入れる下井筋の計画を再び小原村に申し入れて、藩に願い出た。この計画は、鳶沢下―原勝間―西勝間―白山下の断崖―瀬戸耕地に達するルートで、上井筋にくらべて非常に難工事であった。

小原村民はこの工事の完成を願い、小原村・鉾持村・町

方三者で相談して、安政三年、役人連署で次のような自普請を願ひ出て、許可された。

恐れながら書付をもって願ひ上げ奉り候御事

右は、鳶沢口より小原垣外まで、新井筋安政元寅年願ひ上げ奉り、当年少々畑田なり出来(しゅったい)仕り候らえども、水引渡りかね候間、女沢の儀、道筋多分に相なり、普請行き届きかね候間、三峰川より新井筋、溝口村川向う大日影下より勝間村羽場先通り新井筋願ひ上げ候。なにとぞお慈悲をもつて、願ひ上げ奉り候通りに仰せつけられ、下し置かれ候はば有難き仕合に存じ奉り候
以上

安政三丙辰年(一八五六)十月

小原村組頭 角平

代判 才兵衛

名主 金藏

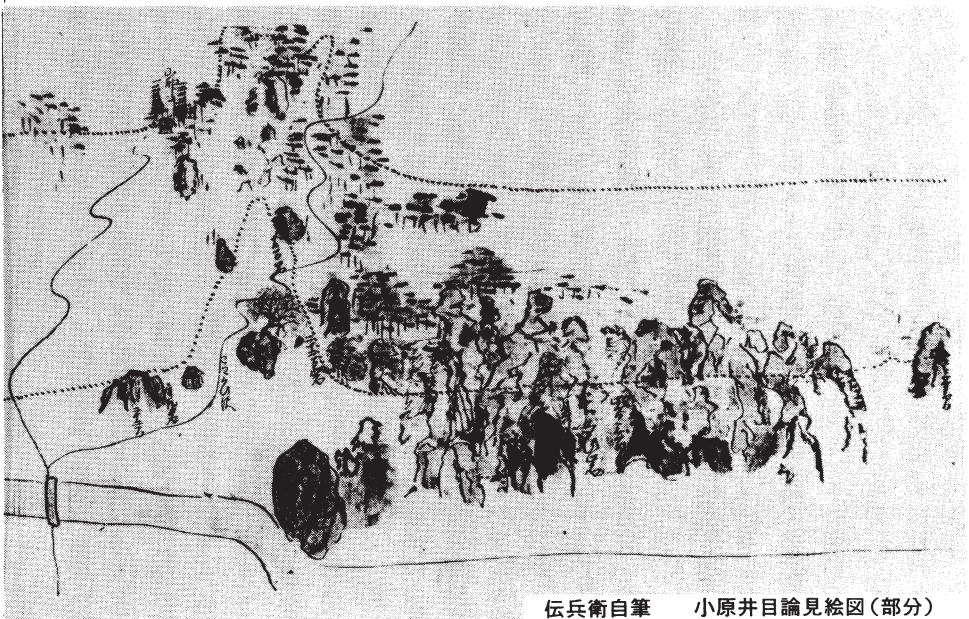
鉾持村組頭 伝兵衛

代判 喜右衛門

名主 半右衛門

御留役衆中様

ようやく工事が再開された矢先、伝兵衛は藩の命令で大

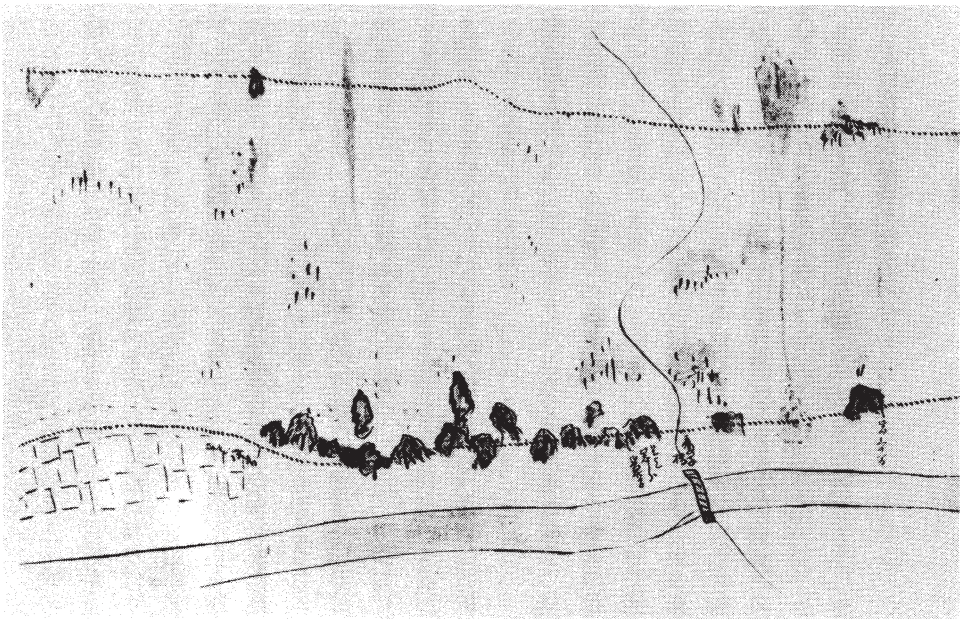


伝兵衛自筆 小原井目論見絵図(部分)

島二番井の責任者になってしまったので、町方地主の出金が滞り、その上工事箇所が難場にかかって費用がかさみ自普請が困難になったため、藩主に拝借金三〇〇両を願ひ出ることになった。その際藩に提出した「乍恐以御上書奉願上候御事」という文書には、

一、右拝借仰せつけられ、畑田なりいよいよ出来候上は、右地所小原・鉾持両村にて、およそ式拾町歩も出来仕るべく候間、地主より壹ヶ年壹反歩につき玄米三斗づつ出米致し候えば、壹ヶ年玄米六拾石出来申すべく、右の内、拾五か年の間三拾石年々井筋手入れ入用に仕り、相残る三拾石は拝借金の内へ拾五石上納仕り拾五石は卯年伝兵衛上井筋多分の物入りなどこれあらば、町方小原村より出金よほどこれあり候らえども、伝兵衛物入りに引きたり申さず、その上、この度新井筋など骨折り候儀につき、同人へ世話代の為差し遣わされたく存じ奉り候。前文拾五か年相たち候上はこの度の井筋なども格別の手当はござあるまじく候へば、永年拝借金御米にて年々上納仕りたく、右の儀は御仁恵をもってお含み、御割合仰せつけられたく願ひ奉り候。

町方の儀は、往昔は川下り郷にてよほど御田所持ま



かりあり、その上、小原垣外畑なども所持まかりあり、耕作もっぱら仕り候間、町方にて持ち馬五六疋定もこれあり、御伝馬請負いの儀も右持ち馬の内にてそれぞれ割合仕り相勤め、お差し支えもござなく候ところ、安永度(二七七二—二七八〇)の頃より川下り郷へ御田所控え候者も追々衰微に及び、めいめい御田所の分は芦沢村を始め両大島村控え地、大方右三か村へ手放し、小原垣外畑のみめいめい取り持ち相なり、御田所手放し候ゆえ、耕作も出来難く、それゆえ持ち馬も追々に相減じ、当節にては漸く町方持ち馬六七疋と相なり、御伝馬勤め方にも行き届かず、近村へまた請け仕り、渡し勤めにまかりなり、誠に嘆かわしく存じ奉り候。前書願い上げ奉り候水引き、お慈悲をもつて御許容まかりなり候へば、追々小原垣外畑成り御田所に相なり候上は、町方持ち馬も自然相増し申すべく、ことに右畑田なり出来(しゅったい)仕り候えは、御城下見込みもよろしく相なり自然豊饒の基と相なり、御城下繁盛に相なり候えば(後略)

とあり、頼みとする町方地主も、三峰川下流の田畑が洪水のために流亡して耕作地を失い、かなり困窮して小原井の工事費の負担にもあえいでいた様子がわかる。

このようにして、拝借金が許可されたので、名主を始め村役人が井筋の世話役となり、地主惣代とともに百姓からも誓約書を出させて、開田事業の完成と入用金の割り付けを保証させた。

いよいよ小原耕地の井筋ができて、上流の白山下から開耕地に取りかかる時になって、資金が底を突き、また藩から五〇〇両を拝借した。藩も力を入れ、毎日のように役人の出役があり、村人足の日当も九六畝なみでは多いとして一匁五分から一匁に減らすなどしたが、白山下の断崖に多くを費やし、勝間村の千日なぎまで井底四尺幅の井筋ができたところで資金がなくなり、万延元年(一八六〇)には中止せざるをえなくなった。

翌二年正月(この年二月十九日より文久元年となる)伊東伝兵衛が再びやって来て、新井筋の工事を中止するのは惜しいから、資金の借り入れ、返済、工事万端について面倒を見ようということになり、村寄り合いの結果、伝兵衛に一任することになった。その結果、高遠町横町の医師細田元順より七六五両借り受けて資金にすることになり証文を取り交わした。

永代水代米証文の事

金七百六拾五兩也 だし金一兩につき米貳升五合右
は小原耕地新井上下二筋再興のため、普請金借用仕り候
ところ実正に候。右金子借用方の儀は、当正月八日より
入用だけずつ八月中皆出来候節まで、追々借用仕るべく
候。右水代として、米拾九石壹斗貳升五合、外に、古借
の分金貳百九兩、この米五石貳斗貳升五合、合わせて米
貳拾四石三斗五升ずつ、永代毎年十一月廿日限り積立上
納仕り候処いささかも相違ござなく候。後証のために役
人連印証文相入れ申し候。よって件のごとし。

万延辛酉年（一八六一）正月

小原村・鉾持村・町方の三役連名のうえ、伊東伝兵衛は再興發起人となってこの証文の末尾に署名している。

伝兵衛による開発計画は、両勝間村分六町歩、町方・鉾持村・小原村分三六町歩の開田で、四か年の計画であった。目論見書によれば、三峰川の井口から小原耕地の神明原の流末まで全長三、九六六間（約七、二一〇メートル）で、途中断崖の難場は掛け樋を使い、岩の掘り割が一〇七四間半（約二キロメートル）に及ぶなど、大変な難工事で、予定より大分遅れて一〇年後の慶応元年にようやく三六町歩が開田された。井筋もほぼ出来上がり通水したが、なお水

が不足して新田全部に灌漑できなかった。

当初の計画では、拝借金に対する水代米の出し方や、細田氏への返済、井濞い水番の入費など、細かく割り当てて計算してあったが、途中伝兵衛の死去もあり、完成後の井筋の維持管理に多額の金がかさみ、細田氏に再び二〇〇兩の拝借を申し込んだが断わられてしまい、またまた井筋は荒れるに任された。したがって、水代米も納めることができず二年も放置したため、井筋世話役は藩から三日間の塾居を命じられ、それ以後藩からの拝借金も許可されないようになり、まもなく細田元順も死去してしまった。

文久三年（一八六三）二月になって、高遠町の医師太田立斉が肩代りを申し入れ、慶応二年（一八六六）十二月、小原井筋は一応の完成をみた。

日照時間が長い小原耕地は、耕土が深くて肥効が大きく、それに加えて水路の延長が長いので水温が高くなり、この近辺では反当り収量が多い。しかし、井筋の維持管理には多くの労力と資金が必要であった。三峰川の総合開発によって、安定した水量が得られるようになるまでは、耕作者は水利費の負担に苦しみ続けたのである。

四 大島二番井（六道二番井）

大島村は、現在は伊那市美篋区大島といい、三峰川が造った河岸段丘の第一から第三段丘上に出来た村落である。第三段丘上の川沿いの低地は、水利には恵まれたが、近世以来たびたびの洪水で堤防が破壊され田地が流失し、潰れ百姓が大勢出る状態が続いていた。

第一段丘上の六道原は、三峰川右岸の乏水地帯の原野で八か村の入会いの秣場であったが、嘉永元年（一八四八）藩営の事業として野笹村（現高遠町長藤地区）から藤沢川の水を揚水して一三〇町歩が開田され、末広新田村が成立した。この井筋を一番井または六道井という。高遠藩はこの成功をきっかけに、第二段丘上の大宮原への揚水を計画した。六道原の一番井に対してこの井筋を二番井という。安政四年（一八五七）、高遠藩は伊東伝兵衛に目論見を命じた。伝兵衛はこのために開削中であつた小原井から手を引くことになつたので、小原井はこの後村請けになり、更にのちには細田元順によって引き継がれた。藩からの命令が伝兵衛に伝えられたのは五月十八日であつた。辰野の上伊那井筋の交渉で諏訪に出でいた伝兵衛がその経過報告のために高遠に戻り、お城へ行くと、江戸から

戻つた重役のために、帰国歓迎のお能が催されていた。控えておれといわれて夕方まで待たされた伝兵衛はじりじりしていたに違いない。ようやく夕方になって、江戸の藩邸での審議の結果を伝えるという形で二番井の開削を命じられた。

この時、伝兵衛は小原井筋、黒河内井筋、鞠が鼻井筋、辰野の竜西の上伊那井筋と、竜東の上井筋にも関わっていた。中でも辰野の上伊那井筋では、諏訪領から天竜川の水を分水して高遠領の村々から幕府領長岡村まで及ぶ範囲を灌漑する計画で、分水のことや為替水のことなどが問題となつて紛糾しており、辰野近辺の村役の家や、辰野会所と呼ばれる現場事務所へ寝泊りしながら、諏訪との交渉に当たっている最中であつた。村々は開田の計画を立て、世話人を立ててあつたが、水利権の交渉・補償交渉・水理計算・測量設計・職人の手配・工事監督など、井筋の開発に関する一切が伝兵衛に委任され、伝兵衛なしでは進行して行かない状態であつた。

この外にも、天領の大田切川から南の段丘上の草場を開発したいとの村々の願ひがあり、伝兵衛は五月初旬には三日を掛けて下見分に出かけ絵図面を提出している。藩としても、伝兵衛のそうした多忙な実情がわかつていて命令し

たのであった。

お城から下がって、郡代の竹田七郎右衛門の屋敷にお伺いすると、そこで二番井の開削を引き受けるように念を押しされた。同じ郡代の浅井清左衛門の屋敷へまわると夜分にもかかわらず酒をもてなされた。その後、年寄り岡村十郎兵衛の屋敷へ行くと、江戸表の四方山話が出た末にお殿様からの謎え物だといって、銀二枚御盃一〇個が渡された。

伝兵衛はこのとき五〇代の末であった。沢山の現場はみずから見廻り監督しなければ気が済まない気質であって、上伊那井筋も鞠が鼻井筋も小原井も、常に現場を自ら見廻りをして陣頭指揮に当たっている。高遠から手良を通って三日町に出て辰野へ行き、仕事をすませてその夜は松島まで来て泊まっている。ここでも仕事の打ち合わせをする人が待っていて夜分打ち合わせをし、翌日は鞠が鼻の井筋を見廻って指示を与え高遠に帰る。現在のように車を使ったとしてもかなりの距離があり、明らかにオーバークワークである。職人相手の仕事で、大酒を飲む機会も多い。日記には「風邪につき不快」と言う文字がひんばんに出てくるが、成人病の兆候が明らかにしている。しかし、結局伝兵衛は藩の依頼を請けて二番井の責任者になった。

伝兵衛が「下伊那原々」と称する太田切川南部の開発が

あるが、これを引き受けたのか断わったのかは不明である。安政四年七月には、飯田領の山村・大瀬木・伝馬町・北形（北方）からも井筋を見学に来て目論見を依頼されているが、これにどう対応したかもわかっていない。

財政の逼迫した幕末の高遠藩は、政策の失敗から文政五年（一八二二）に「わらじ騒動」という農民一揆が起きており、政策責任者は更迭されたが、それに代わる積極策も見出せないまま新田開発に活路を求めた。伝兵衛は、借財のかさんだ高遠藩がすがりついた最後の頼みのような存在であった。

経過を伊東伝兵衛の日記で見ると、五月十八日大島二番井の責任者に任命され、二十日から一週間かけて下見をした。高遠町の御行馬橋（おやらいばし）下で藤沢川を堰き止め、鉾持棧道下の断崖を通過して芦沢から大島を経て、上川手・野底・牧まで引くものであった。これを絵図面に仕立てて江戸の藩邸まで送り、それと同時に、工事の手配に掛かっている。百姓身分ながら伝兵衛には、藩の役馬を使うことが許された。

下井御普請につき願ひ上げ奉り候。

一 石運び舟造建の事

一 榎木、梓木、梓手木（てこ）の事

ただし御林にて御払木頂戴の事

一 御行馬（おやらい）御小屋、職人小屋に仕りたき事

一 御産物水車、私ども居小屋仕りたき事

一 苧縄、鯨、加倉棧（かぐらさん）拝借の事（註）

一 往還、林際へ繰替の事

一 町方□□水藤沢川とも堰き入れたき事

一 大宮原畑替え地、六道へ繰替の事

一 牧村、野底村まで開発仕りたき事

一 地元村々御沙汰の事

一 村々開発世話役筋、仰せ付けられたき事

一 御普請所御見分の事

一 御普請金入用だけ仰せ付けられたき事

一 右御拝借金大宮原冥加を以て年越し上納仕りたき事

一 御普請の儀は来たる（閏）五月朔日に取り掛り、十月中に出来上がる事

一 飯米、木品、鉄、仕入れ金早速御拝借仕りたき事

一 下り町御橋下、賀兵衛水車替え地の事

一 右ケ条の通り願い上げ奉り候 以上

安政四丁巳（一八五七）年五月廿七日 兩人（註）

（伝兵衛日記）

（註1）鯨・加倉棧：工事用ろくろ
（註2）兩人：伝兵衛と稲沢市造

この願い書の最初に書かれた石運び舟は、伝兵衛が雇った越中礪波郡東保村から来た茂助の手法（加賀前田家が抱えていた城石積の穴生衆の系統を引くと思われる）である。この茂助が高遠に来るについては、松本領成相組高松村（現松本市島内区高松）の豪農で、松本藩から梓川の川世話役に任命されていた高山冲治郎の紹介によるものと思われる。冲次郎は悴の源兵衛とともに茂助らを連れて高遠に来ている。この職人たちについて南安曇郡三郷村中萱の植原家（故植原悦二郎生家）に伝わる文書には、

加賀宰相領分 百姓一人

卯（一八六七）二月十日越中国礪波郡東保村出立

信濃国まで 旅行方 判

越中国礪波郡東保村 茂助

右の者、用事これあり当御領分へ折々罷り越し候節々梓川高瀬はもろろん外川々迄相望み、水勢川深の様子篤と見定め候上、中町藤右衛門より中萱村弥三右衛門、九郎

治、長尾村染右衛門、高松村綱五郎、大久保村弥三吉等へ心付きの儀相噺し候より、去る辰（安政三年）春御試し普請仰付候。以来引き続き当時まで罷りあり、小宮村・高松村普請引受け候ところ、様子良くその外所々へ頼まれ普請いたし候処いささかも辛勞厭わず、保ち方專一に相心得、地元人足などへなおざりなく深切に仕方相教え、既に村々にて普請船多分出来（しゅったい）、追々川除村々にて船遣い普請方相覚え行々御為筋、ことに当年たびたび満水の処、右引受け村はもちろん、外々へも罷り越し、必至と骨折相防ぎ心得方自他の差別なく仲間の者へ先達相なり世話方行き届き、かたがた奇特の儀に御座候えば御賞下し置かれ候様仕りたく申し上げ候。

（横山篤美氏解説による）

とあり、茂助に松本藩から御賞詞と金百疋が与えられ、彼の連れて来た職人七人には御酒代として鳥目二貫文を下された。この文書は慶応三年（一八六七）のもので、この年の茂助の道中手形には五五歳としてあるので、逆算すれば高遠領へ来たときは三〇歳代後半であろうか。

これらの職人の移動については、出稼ぎの日限をきめ、「御用の儀御座候はば早速連れ戻し」という村役人の一札

を付けて加賀藩から許可され、頭立つものがいて六、七人の組で移動している。

高遠は高遠石屋の出た所として有名であり、加藤清正の配下として築城の普請にも活躍したと伝えられているが、江戸時代中期以後は石垣積みみの技術は伝承されず、石仏や石塔などの細工石屋になっていたのであろうか。

それはともかくとして、伝兵衛は松本領で「越中普請」と呼ばれている工法を採用したのである。この越中普請について詳しいことはわかっていないが、小舟を用いて本流のべ切りをしたり、土石の運搬に当てたり（『梓川農業水利沿革史』）したようで、暴れ川の梓川の川除普請として定評があった。梓川の近くの村々から、昭和初期の農村の不況の折には、石積み技術をもって冬の間の出稼ぎに出る農民が多かったのは、この時の余祿であろう。

さて、安政四年五月三〇日には藩から金五〇両が支度金として伝兵衛に渡され、藩士の中から清水丹左衛門が井筋係として任命された。翌日の閏五月一日には両方向から水盛りをはじめたところ、他の現場からの連絡のため次々に人が来るので、伝兵衛の次男の桂弥と中沢村の稲沢市造を現場に行かせることとし、産物方の水車小屋へ引き移ってこの夜から泊り込んだ。ところが、夜中に急に具合が悪く

なり、定宿へ引き上げざるをえなくなつたため、藩の役人による御見分は延引されて、ようやく五月十四日におこなわれた。

六道二番井御見分

御年寄 岡野小平治様

御奉行 浅井又七郎様

御元々 宇夫形庫太様

大目付 荒木兵藏様

御代官 今村勝藏様

池上三左衛門様

井掛り 清水丹左衛門様

御若党 八人

御草履 十二人

朝五つ時ご出立、井口より御見分。芦沢子安森御休みそれより六道ヶ森御休み、十二ヶ村御茶あげる。

井筋出精方仰せ渡ししこれあり、御目録 二百疋自分

百疋市造 御酒壺本、村々へ御酒壺本下され候。

しばらく御休み候て御引き上げのこと。

御帰り、片羽宗邨寺にて御休み、御引き上げ御願い申し

あげる。

(伝兵衛日記)

伝兵衛の手腕によって滑り出しは好調のように見えた。しかし、この翌日の夜から降り始めた雨はかなり強く、出水があった。続いて、十七日夜には強雨になり、藤沢川沿いの水車小屋は危険になって、横町へ避難する。この年は三度も大洪水に見舞われ、翌安政五年には国役普請を願ひ出なければならなかつたほどの災害であつたが、中でも安政四年五月の水害は、二番井の水源である藤沢川が殊の外の大荒れで、伝兵衛という河川の技術者の目を通した災害の記録は生々しい。

十七日

夜中強雨、大水なり。ことに藤沢川到つて大水なり。橋下車屋、家の内川瀬なり。馬場車屋残らず水入り家の前水深さ三尺余なり。川丈橋残らず落ちる。

十八日

朝大水なり。廿年以來と申すこと朝のうちの評なり。職人小屋水入りなり。

鞆が鼻井筋諸々崩れ候なり。友右衛門、早朝告げ来たる。沢々大水にて、涉りかねると。

平左衛門、金作見立てに行き、帰り五か所大切れ。往来とまる。上井八か所、新山井四か所。

藤沢川大水。五十年來と申し、四日市場家数□□□流れ、川丈橋残らず落ちる。水車四か所。

馬場車屋四軒、外小家八軒、橋下車屋流れ、川瀬弁天岩上へ押し通し、箱矢淵（はこやぶち）岡になる。その外山崩れ数々三峰川丈田地多分。

六道井筋数々切れ、よけ道往來止まる。□□板林道まわる。川下り郷田地流失多し。ことに田原大流れ、六軒屋まで榛原下七百間余流れ、諸々山崩れ、田地流失書き尽くし難し。
(伝兵衛日記)

このような大災害で、人夫も資材も不足して工事は大分遅れ通水は翌年に持ち越さざるを得なくなった。恐らく人夫賃も資材費も跳ね上がっていたのではなからうか。

冬十一月になって、重役の竹田七郎右衛門の子息が江戸から帰り、工事場を見たいというので石船に乗せて井口から案内した。その様子をお聞きになったのか、お殿様が明日井筋を御見分になると言い出して、そのお達しが夕方になって会所に届き、夜中大騒ぎして各方面に手配し、お迎への準備となった。早朝から松明を付けてお通り筋の点検をし、六つ半（七時）に五〇人余の御供揃えでお城を出たお殿様を案内して、取水口から一日市場堀切りまで行き、

酒肴を差し上げた。夜になってようやくお引き上げになり、伝兵衛はお城までお供して戻った。

冬の間休んでいた工事は安政五年二月一日から再開され、四月二日には一日市場までの仮通水が成功し、八日には水深で二尺ほどが通水するようになった。しかし、結局藤沢川の水量が少なくて、上川手までしか引けないことがわかった。多額の費用が掛かったが、御拝借金と称して藩が立て替え払いをし、収穫の中から年賦で農民が支払っていくものであった。

安政六年（一八五九）には一部が開田され、その秋には上伊那新井筋初穂米・六道二番井初穂米として、お殿様、ご隠居様へ献上することができた。

一 白米貳俵 ただし二重俵蛛（くも）かがり

三斗一升入り 上伊那新井筋初穂米献上

伊東

稲沢

両人名前

一同 貳俵

右同断

同 六道二番井 右同断

右は両所新井初穂米

献上 お殿様 ご隠居様 お二人方様へ貳俵づつ

(伝兵衛日記)

十月二十日の朝、九六くろく鋏くわ四人に新米の俵を担がせて、晴れがましい気持ちで御城へ献上に伺ったところ、二の丸の御番所に番人がいて、「これから先は在人足は通れない」と通してもらえない。折よくそこへ来た竹田七郎右衛門に訴えたが、はなはだ齒切れが悪く、お殿様へ直接差し上げることができずに、二の丸番所の小者を通じて献上することになった。結局、功労者ではあっても格式は格式ということのようであった。その夜は、高遠の宿でほろにがくえびす講の祝い酒を飲んだ。

この年に開田されたのはごく一部分だと思われるが、新開田から収穫された初穂献上の文字には、伝兵衛の浮き立つような気持ちがあふれている。

その後、藤沢川の水量不足から早魃が起った。そこで、慶応二年(一八六六)現在の高遠ダムのあたりから三峰川の水を堰き入れ、高遠城の断崖の下を導水して、藤沢川の取入口へ合流させ水量の補給をした。この水路は、三峰川の狭窄部の断崖の下を導水しているために、洪水の度に崩壊し、幾度も補修工事が繰り返された。昭和十年代になっても、この断崖下のトンネル工事がおこなわれ、発破の音

が谷間に響いていたものである。昭和三十年代には、三峰川総合開発によって水路の付け替えが行なわれ、七〇町歩の水田が潤されるようになった。

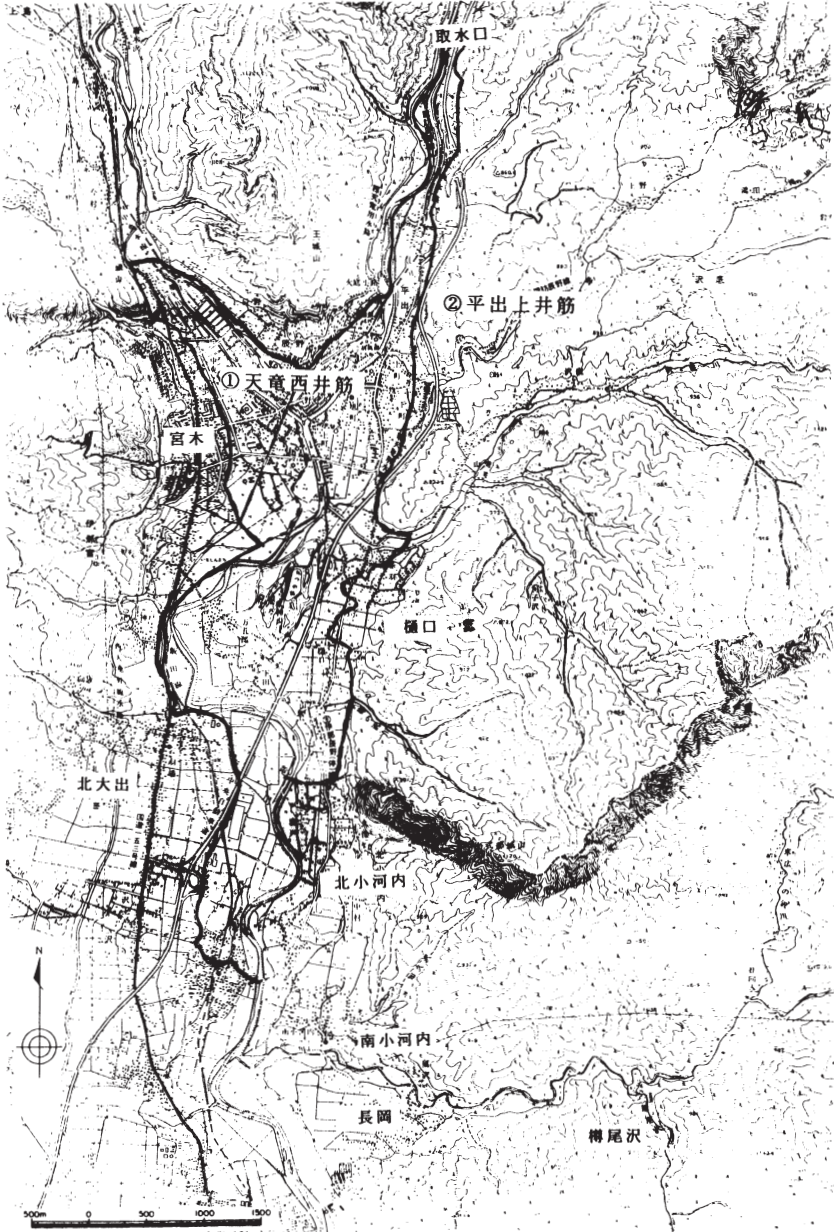
五 上伊那井筋(伝兵衛堰)

(一) 天竜西井筋の目論見

辰野町は、天竜川と横川川の合流する地点に位置し、小の沢々が押し出して造り出した扇状地の連なりの上に発達した集落である。扇状地の上はローム層が覆い、扇端部は天竜川や横川川の侵食で段丘状になっていて、川は段丘の下を流れるために水利に乏しく、広大で肥沃の地を控えながら、長らく乏水地帯の嘆きをかこってきた。

また、天竜川から東の平出・赤羽などは、沢がかりの古田があったが、水量がじゅうぶんではないので新規の開発は困難であった。しかも、辰野の周辺は高遠領ではなく、諏訪領・幕府領・太田地行などに細分されていて、水利権の交渉もなかなか厄介な土地柄であった。

嘉永二年(一八四九)八月、北大出村(現辰野町)名主代治は上辰野村(現辰野町)名主覚右衛門と連名で、高遠



上伊那井筋位置図

藩代官今村勝蔵あてに新井筋開削の願い書を差し出した。

恐れながら書付をもって願ひ上げ奉り候

この節、所々新開御目論見もござ候につき願ひ上げ奉り候。元来、北大出村の儀は御高五百四拾石余のうち田方ようやく八拾石余にて畑地多分の村方ゆえ、手入れ行き届きかねる次第にまかりなり、難渋仕り候につき、このたび目論見仕り候は、諏訪領新倉村地内より天流川新井筋、辰野村・今村・宮所・宮木村・新町村・羽場村・北大出村まで引き通し申したく存じ奉り候えば荒地畑田なり併せて新開多分に相成るべしと存じ奉り候。(中略)

このたび北大出村目論見幸いの儀につき、共に願ひ上げ奉り候。もっとも、目論見の通りに成就に相なり候えば、大箕田為替水に相なし、向後箕田の心配相除き候上、新開畑田なり多分開発に相なるべき村方もござ候。なにとぞ、御見分なし下され御普請所仰せ付けられ下し置かれ候はば、私ども出精仕りたく存じ奉り候。□□願ひ上げ奉り候間、格別のお慈悲をもって願の通り仰せ付けられ下し置かれ候はば有難き仕合と存じ奉り候御事。

願主 北大出村 代治

同断 辰野村 覚右衛門

右、代治・覚右衛門願ひの通り仰せ付けられ下し置かれ候はば、一同有難き仕合に存じ奉り候。

嘉永二己酉年(一八四九)八月

北大出村 名主 組頭 長百姓

辰野村 名主 組頭 長百姓

今村勝蔵殿

(上辰野区有文書)

上辰野では、この新井筋計画以前の宝暦年中(一七五一〜一七六四)にも大箕田井が計画され、天竜川から水を揚げ上辰野までの通水をはかったが、この取水口の付近は山が急傾斜で天竜川に落ち込んでおり、しかも天竜の流れはこの付近で滝のような早瀬になっている近辺きつての難場で、たびたびの洪水に押し流され、この近くでは川除の材料さえ伐り尽くして入手困難になっていた。この大箕田井を改修して天竜川の水を横川川に落とし、横川川の水を宮所で取水して今村・宮所村・宮木村・新町村・羽場村・北大出村まで引き通したいという願ひである。この目論見が成功すれば、大箕田井は為替水によって取水口の負担も軽く

なるので、共に願い出たものであった。

天竜川の取入口付近の導水路は崖錐の崩落によって現在も危険なため、水路は暗渠となっている。しかも長い水路のそここの漏水が激しく、当時の工事や水路の維持管理の困難さが忍ばれる。

(二) 諏訪領との掛け合い

新井筋の取入口は諏訪領との境にあり、諏訪藩の認可が必要であった。安政三年（一八五六）三月代治・覚右衛門は諏訪因幡守御役所へ新井筋を願い出て、諏訪領との掛け合いが始められた。

願い書は両村の難渋の状況を述べ、「横河川流水にては水乏しく、右村々へ引き足しかね候につき、天竜川堰き入れたく、勾配下見仕り候ところ、当御領内新倉村天竜川の築上より堰き入れ仕らず候ては通水にあい候わぬ間、代治・覚右衛門たびたび新倉村へまかりいで掛け合い候えども（中略）示談届きかね候につき」と諏訪藩役所から関係の村々へ声を掛けて下さるようにと要望しているのである。

翌月五日、代治は「新井筋願い出の村々において、横河川から水を取り入れている村々との示談を取りつけ、示談

書を藩役所まで提出するように」との指示を高遠藩庁から受けた。つづいて、十日には北大出村の惣寄合が開かれ、新井筋が通水しても畑から田に変更できないものまでが新井示談などの諸雑費を負担するのは難しいという言い分が出たので、結局願い立ては村一同でおこなうが、雑用割当てに難儀なものは除いて新井連中の組織を作ることになった。

『新井連中規程帳』には、第一項に「井普請の儀は伊東伝兵衛殿に相渡すべく取りかわし致し候」と工事請負の伝兵衛への指名を決め、第二項に「開発田三十坪につき、雑用銀三匁宛三ヶ年に九匁、もとも水尻は一ヶ年に銀二匁五分宛三ヶ年に七匁五分を取り立てる。連中連外にかかわらず開発の者より取り立てる。金子元へは別に水金を差し遣わす」と費用の捻出方法を記している。なお、第三項には「右の雑用を引いて残金があれば、当所の神明宮その他宮々へ寄進いたし、村易などに付け置く。万々一普請が出来ない節は連中にて損耗いたすべきこと。（後略）」などがある。

井筋開発は、開削時だけでなく後々の維持管理にも費用が掛かるため、村内の意見をまとめるのが難しかったのである。

上屋敷の普請で江戸に行っていた伝兵衛は、安政三年九月十五日に一時帰国して役所の手続きを済ませ、同月十八日から辰野に出て、翌日には横川境から水盛りを始めた。その年の九月六日から二十日にかけて、代治と覚右衛門は新倉村へ掛け合いのために出かけたが、示談にいたらず村へ帰ってきた。諏訪との掛け合いの内容は、代治の高遠藩への届出書によれば、「諏訪の申し分は、大橋下より揚げれば、夏明村の古田干水の場につき、替え水によって畑を田になし夏明村境にもなる。尤も水揚げの場所はいずこになるか、職人に水盛りさせられたい」というものであった。しかし、「当方で水盛りしたところ、夏明村のためになる場所では水勾配もなく、中筋（諏訪湖畔）一帯の故障になるとの風聞もあり、井筋の丁数は諏訪領が一丁余、内九分通りが田方で、永続米のことなどいづれ模様替えて無心申したい」ということとなり、交渉が終っている。

翌十月の三日より十日まで再び諏訪と交渉がおこなわれた。また、この月には北大出村名主仁右衛門・組頭四名・長百姓代治と伊東伝兵衛との間で正式に工事請負契約が結ばれた。

同年十一月十三日、代治・覚右衛門らは高島藩役所へ願

藩の添翰（添え書き）と嘆願の書面で願意は分かっているが、一通り承ってから沙汰をするというので、代治と覚右衛門は井筋の件についてお願いの筋を逐一申し上げたが、「殿様からの直接のお願いでもあり、隣郷の村々の難渋のことであるから願いを聞届けたいが、もはや月廻りになり、このほうの取り調べも行き届かない。お前方を四、五日待たせて置いても挨拶は出来ない。いづれ来春にも沙汰をするから。」ということになり帰村した。

この間、十一月十四日夜に江戸にいた伊東伝兵衛からの書状が届いた。それには「御前様じかに諏訪様へお掛け合いに相なり候によって、成就間違いなし」と。

（三） 諏訪藩との交渉成立

安政五年（一八五八）二月八日、大沢口より天竜川の水を引きあげること、ようやく諏訪藩との交渉が成立した。示談が長引いたのは、堰き止めて水の流れが緩やかになると、魚は井筋のほうへ入ってしまつて天竜川にかかる築の方へは掛からなくなるとして築の者が強硬に異議を唱えたため、年々七十両を築の不足代として辰野側から出すというところで示談が成立した。後々のことは伊東伝兵衛を差置くので、宜しく扱われたいということ、両藩の折衝は終つ

巳（一八五七）十一月

樋口村西割

代判 勝兵衛

同断 要右衛門

後藤新右衛門様

また東割からも、「用水が行き渡るかどうか分からない所なので、今北小河内村へ残り水を廻す約束をすれば、早速訴訟になるのは目に見えているとの心配を申し上げたところ、お役所では、そのような心配が起こらないようにするからとのことで、示談書の下書きを伊東伝兵衛に見てもらったが、その節、水上の村との協定が整ったうえで、残水の示談に取りかかるのがよからうということになったので、お含み置き願いたい。」との願書が出された。

翌安政五年二月一三日、諏訪藩と高遠藩と天竜川分水の調印を見届けてから、長岡村、樋口村、北小河内村の間で規定書を取り交わされ、長岡村から樋口村へ趣意金として一五〇両、北小河内村へも一五〇両のところ、取りあえず手付金として一両が渡された。

取り替えさす規定のこと

一長岡村用水の儀につき、年来示談不行き届きのところ、

このたび格別の実意によって往々（ゆくゆく）一領の睦み専一に和熟の上は、双方不都合これなきよう、追々申し談ずべく候。しかる上は、長岡村より樋口村へ趣意金一五〇両のところ相違なく差し遣わし申すべく候。□ながら北小河内村方へは、一〇〇両と披露なされ、ほか五〇両のところは□左衛門任すべく取りはかり候よう親書規定の上は、已来（以来）不実のおこないこれなきよう取り替えよって件のごとし。 同日（二月一三日）

右の書面双方より書き替えたし、印形いたし候こと。よって、一両金手付として遣わし候。

（伝兵衛日記）

その後も、高遠藩と松本預かり役所とのたびたびの交渉があり、安政五年（一八五八）六月には正式に示談が成立して、規定書を取り交わされた。

差し上げ申す残水規定一札のこと

今般御村方天流井筋余水、北小河内村へ通水仕り、同村と為替水にて当村開発仕りたく御無心申し上げ、昨年中より両度お願いにまかりいで候。いまだ御普請中のとこ

諏訪お願は当方で引受け了解を取りつける」ことを条件として申し入れてきた。後に箕輪で「継ぎ井」または「新井」と称された井筋がこれに当たたるものと思われる。

(四) 開削の経緯

安政五年(一八五八)二月二十五日、いよいよ高遠藩庁から下辰野村・上辰野村・今村・宮所村・宮末村・新町村・北大出村の七か村の村役人に対し呼出しがあり、「諏訪新倉村より天竜川水引き揚げ、右村々を通し北大出まで引き通すため、水盛りに留役と伊東伝兵衛が出向くから承知するように」と、申し渡された。

伊東伝兵衛は、御留役と二名の職人を加えて二月下旬から水盛りを始め、約半月を要して三月十一日にいたって箕輪までの作業を完了した。三月十二日は逗留して、替え水見立て絵図を作った。

替え水願い

天竜川、小横川古田掛かり水と替え水なし下され、両井筋とも御普請下され候はば、一同安心仕り候。前書の趣、御役所様へ宜しくおとりなし仰せられ下さる可く候。

以上

(伊東伝兵衛宛 北大出、村上恒夫氏所蔵)

北大出村名主、組頭、長百姓代治、辰野村寛右衛門は連署して、大横川と小横川の古田がかりの水を替え水することと、天竜川から大横川まで引き通しの井筋と、大横川・小横川から北大出まで引き通す二本の井筋の工事を伝兵衛に依頼した。

いよいよ六月五日から普請が始められ、同年十一月十九日には村の職人を残して、よそからの職人はすべて引き払った。この間八月には將軍家定の他界があり、工事が一時差し止められたりした。この時の記録に、職人一五〇人ほどが就労していたと記されている。天竜西井筋全線の竣工したのが何時であったのかはつきりしていないが、安政六年には三町歩の開田が見られ、伊東伝兵衛、稲沢市造の連名で初穂を献上していることなどから、この年には通水したことと思われる。そして、安政六年(一八五九)から文久三年(一八六三)までの三か年間に集中的に開田されている。

辰野町誌編纂室の松田公正氏の調べられたところでは、嘉永二年(一八四九)の新井筋目論見絵図に描かれた水路の予定線は現在の西天竜幹線水路とほぼ一致し、開発予定

は一〇〇町歩であったという。上辰野区有文書の「新井水行下畑方書上帳」によれば、「羽場村二〇町歩、北大出村四〇町歩、新町村二〇町歩、宮木村宮所村合わせて五町歩、辰野村一五町歩計一〇〇町歩。別に沢・大出二か村五〇町歩つもり」とある。しかし、当初の予定より天竜の取水口を下流にしなければならなかったこと、為替水で出来るだけ山際へ水路を引き揚げようとしたが、扇状地の上は予定した以上の漏水があったことなどが影響して、実際に開田されたのは二一町五反六畝余であった。

新井以前の井筋を改修した場所と、このとき新しく掘り割った部分を明らかにすることは困難である。そのみか構造改善の進んだ今では水路の付け替えがおこなわれて、伝兵衛井筋の元型もとがたをたどることも難しい地区がある。

(五) 上伊那東井筋(平出上井筋)

辰野町の天竜川左岸に位置する旧平出村・赤羽村・樋口村にわたる東井筋は、伝兵衛五井の中にも上げられていないが、大正年間に出版された『上伊那郡史』には、開発の様子を第一期が元禄以前で、平出の前田地籍より取水し平出の山沢川まで引かれ、第二期は山沢川より赤羽までを天明の飢饉の際に開発し、第三期は安政年間に伊東伝兵衛の設

計により赤羽から樋口の水尻まで竣工し、工事の世話役は名主の宇治橋瀬八、有賀喜左衛門であるとされている。

嘉永五年(一八五二)、樋口村の東割、西割の村役人は連名で上井筋の樋口までの延長を藩へ願ひ出た。

恐れながら書付を以って願ひ上げ奉り候

このたび平出村上井筋をひろめ、相合ひにて村方まで水引き取り、新開畑田なり等開発仕りたく候段、先だつて樋口村西割赤羽村一同願ひ上げ奉り候ところ、私共村方の儀は山沢出水掛りにて、年々干水仕り、難渋少なからずござ候間、新開畑田なりのみに限らず、もっぱら古田足し水にも仕りたく、ほか両村とも相替わり候村方にござ候間、なにとぞお慈悲をもって願の通りにお聞き濟み下し置かれ、御普請おおせつけられ候よう、ひとえに願ひ上げ奉り候。

以上

嘉永五壬子年(一八五二)

(辰野町資料：中村寅一氏解説)

「右普請出来(しゅつたい)の上は、入用銀割合何ほどかかり候とも」と、議定書にはあるが、安政二年に工事が始まってみると、平出村から水はじゅうぶんに来そうだが、

工事の負担金が予想以上で「種々迷惑の儀ども申しかけられ、右躰にては通水に相なり候とも、すべて村方行く立てにも相なりかね」と、藩の調停を願ひ出ている。

同じ天竜川左岸の段丘上の長岡村は、この井筋開発が始まった嘉永の頃から、樋口村の井尻の水を両小河内村へ引き、両村が沢川から引いている沢水を為替水にして長岡の方へ引き取りたいと願っていたが、樋口村では両小河内・長岡村が幕府領であり、開発が進んで水争いの起きているの目に見えているし、訴訟にでもなればその費用も馬鹿にならないとして、迷惑がっている。

樋口村西割からの嘆願書には、

一、松平丹波守様御預り所、長岡村為右衛門御添翰（ごてんかん）頂戴候て、当お役所様へ願ひ出られ候につき、字一の沢山出水、棚瀬川（沢川）へ井筋両小河内村古田養い来たり候水を歩割にて引き立て、右長岡村畑田なり開発いたし、北小河内村へ為替水に願ひ出られ候趣にて、差しつかわし候よう御利解なし下され候へども、難渋筋左に申し上げ奉り候。

一、樋口西割儀は、去る子（嘉永五年）年十一月より新井筋願ひ立て奉り候時節より、追年平出村へ数度掛け合

い、かつ赤羽村へも示談行き届かず、御上様ご厄介に相なり、お慈悲筋を蒙り出来候段、有難き仕合に存じ奉り候。しかるに、去る辰年（安政三年）四反歩余開発、養い水行き届かず、御普請所のうち赤羽村下にも両割分水の場にて、五分づつ引き分け方未だ取り決め相成らず、彼これに相なりおり候。

一、当年までに、一町歩余の開発高へ養い水行き届きかね、仕付けの時節東割より迷惑申され、仕付け差しつかえに相なり候。後年の儀はいかがある可くござるや初年より当年共に養い水不足がちにござ候。

一、長岡村為右衛門、織右衛門兩人に申し候は、残水これ有る節は落しくれ候よう相なり候へば、年柄により一滴の通水これ無くとも、苦しからぬよう申すはずにござ候。また北小河内村は、古田元水半年不足の村方、かつ棚瀬川上樽尾沢水歩合にて長岡村へ引き取り、元水減らし候程は、明け候井筋より右北小河内へ引き取られ候よう相なるべく、左に候へば止むを得ぬこと、公訴後難に、開発出精仕りたくも、かたがた込み合ひは必至と難渋仕るべき旨厚く心配仕り候ゆえ、去る七月中より、願ひ上げ奉り候通り、見込の地所開発出来まで御年延べ願ひ上げ奉り候。

以上

巳（一八五七）十一月

樋口村西割

代判 勝兵衛

同断 要右衛門

後藤新右衛門様

また東割からも、「用水が行き渡るかどうか分からない所なので、今北小河内村へ残り水を廻す約束をすれば、早速訴訟になるのは目に見えているとの心配を申し上げたところ、お役所では、そのような心配が起らないようにするからとのことで、示談書の下書きを伊東伝兵衛に見てもらったが、その節、水上の村との協定が整ったうえで、残水の示談に取りかかるのがよからうということになったので、お含み置き願いたい。」との願書が出された。

翌安政五年二月一三日、諏訪藩と高遠藩と天竜川分水の調印を見届けてから、長岡村、樋口村、北小河内村の間で規定書を取り交わされ、長岡村から樋口村へ趣意金として一五〇両、北小河内村へも一五〇両のところ、取りあえず手付金として一両が渡された。

取り替えさす規定のこと

一長岡村用水の儀につき、年来示談不行き届きのところ、

このたび格別の実意によって往々（ゆくゆく）一領の睦み専一に和熟の上は、双方不都合これなきよう、追々申し談ずべく候。しかる上は、長岡村より樋口村へ趣意金一五〇両のところ相違なく差し遣わし申すべく候。□ながら北小河内村方へは、一〇〇両と披露なされ、ほか五〇両のところは□左衛門任すべく取りはかり候よう親書規定の上は、已来（以来）不実のおこないこれなきよう取り替えよって件のごとし。同日（二月一三日）

右の書面双方より書き替えたし、印形いたし候こと。よって、一両金手付として遣わし候。

（伝兵衛日記）

その後、高遠藩と松本預かり役所とのたびたびの交渉があり、安政五年（一八五八）六月には正式に示談が成立して、規定書が取り交わされた。

差し上げ申す残水規定一札のこと

今般御村方天流井筋余水、北小河内村へ通水仕り、同村と為替水にて当村開発仕りたく御無心申し上げ、昨年中より両度お願いにまかりいで候。いまだ御普請中のご

ろ御示談なし下し置かれ、後日のために右につき趣意左に。

一、井筋修覆など御村方歩合をもって、十か年の間お手伝い申すべく候。あわせて井筋大普請の節は承り御談事次第にお手伝いいたすべき事。

後来北小河内村何損の儀申し聞こえ候とも、その御村方へいささかもご厄介相かけ申さず、当村方にてきつと引き受け申すべき事。

一、北小河内村と村方にて後年に至り万一心得違い公訴など取りはかり、御村方相手取り等いたし候ようこれあり候はば、諸雑費等御村方へご厄介に相ならぬよう、きつと引き受け申すべく候事。

一、その村方は申すに及ばず、そのほか樋口西割、赤羽村、両平出村にて右井筋畑田なり新開発等、何ほど開発なされ候とも、北小河内にてかれこれ申させまじく候事。

右箇条の通りご承知下され候上は、遺失これなきようきつと相守るべく申し、万一規定に相違候はば、残水北小河内村へ通水下されず候とも、いささかも申し分ござなく候。

後年のために、一札よって件のごとし。

安政五戊午年六月

長岡村 年寄 織右衛門

願人 為右衛門

木下村年寄

受人 弥 平

杉島村 伊東伝兵衛

樋口村東割 御役人中 (辰野町資料)

ようやく、七年掛りでここまでこぎ着けたが、北小河内はこの場へきて、井筋願い立ての時から一度も大荒れにあって掘り抜きが潰れ、掛け樋が流れたりして、そのたびに雑用金や人足の割当が多いこと、水上の村々で開発中なので、残水があればという示談の内容だが、これはあくまでも残水を見越しての話なので、平出村も赤羽村もどの程度に残水を考えているか疑わしいので、水上の村々の開発が一応のめどがつくまで、この交渉は延期してほしいとの言い分であった。

北小河内村は、一の沢扇状地の扇端にあたり、扇頂部の南小河内村の福沢で取り入れた大堰の水を灌漑水にあてているが、南小河内の下流にあるために、早魃にはひとかたならぬ苦勞をしてきたので、残水にこだわるのは当然であった。またこの時期は上流の石灰山の開発のため山の保水量

が低下し、沢川の水量が細っていたので、両村は昼夜の番水制でようやく灌漑していた。

この交渉が難航している理由はこのほかに、幕府領ながら、北小河内村は松本預かり、南小河内村は飯島代官所扱いで手続きが厄介であった。

安政五年十一月八日になって、松本から小出専助、堀江喜和弥の兩人が出張し、木下町の弥平を証人に立て説得に当たったが、北小河内村は「平出から樋口・南小河内までも村役人一同の連印がなくては承服できない。」といい出して譲らず、三年越しの交渉は江戸表まで持ち込まなくては片が付かないという結末で終わった。いくら北小河内が御領所とはいいながら、このまま北小河内のわがままを許しておくとは松本の役人の手ぬるいことと長岡側が齒がゆがっている、役人は「こんなことを預かり所の役人が言うのもどうかと思うが、南小河内は飯島代官所だが、北小河内と長岡村は松本預かりで内々の事だから、井筋を掘ってしまっても、格別長岡村の手落ちにはなるまい」と耳打ちして帰って行った。

十二日になって、伝兵衛が宮木会所にいと長岡村の織右衛門が相談にやって来た。急きよ為右衛門も呼び寄せ、夜までかかって計画を練り、伝兵衛の指揮で強行する事に

なった。翌日、織右衛門、為右衛門の兩人は、伝兵衛が遣わした職人の棟梁二人と藪切りの人足数人を連れて長岡山へ下見に行った。測量の人数はそのまま山に残して、夜中篝火を付けて測量を続けさせ、織右衛門と為右衛門は、伝兵衛との打ち合わせに宮木会所まで行く。

その結果、全体で二二丁のうち一〇丁ほどは、古い井筋があり、新規に掘り立てるのは一二丁ほどだが、樽尾沢のところの地形が悪く、なかなか明日一日では片付かないだろうが、何にしても明日一日無事であれば何とかなろうが、この間に北小河内から大勢押し掛けるかも知れず、村役場へ屈強の者を数十人集めておき騒動に備えること。この対応は村役人がせず為右衛門と織右衛門がすること、このことは月番の村役人に酒を一升届けて承知してもらうこととした。

普請場は一番から二番までとし、その間へ五人、七人、一〇人と割り付けて、その持ち場ごとに頭となる者を置き監督させること。伝兵衛の手の内の北大出村からも応援の人数を廻すこと。工事の決行は十四日早朝からとし、前夜のうちに山番小屋へ薪や酒を上げて置くことなどを打ち合わせた。

夜八つ時(午前二時)、人足一同勢揃いして仕事につい

て打ち合わせ、それぞれに篝火を持たせて出発した。沢村を通じて南小河内の村中を抜け長岡山にかかるが、南小河内は親知行（直轄領）だから、気付かれない様によくよく注意してゆくように申し含めて、降り出した雪の中を上って行った。現場へ付いたのは七つ時（午前四時）で、篝火を盛大に焚き、井巾三尺井縁三尺を掘り始めた。四つ時（午前十時）に昼食を兼ね酒を飲ませた以外は休みなしの突貫工事で、八つ時（午後二時）には銘々に受け持たせた分はすっかり出来上がり、長岡から当番の者が酒を持ってきて振る舞った。それから下の部分も掘り通し、夕方には井口からの試験通水が成功した。

さだめし北小河内から文句が出るだろうと織右衛門、為右衛門は覚悟を決めて待っていたが、夕方になっても何の音沙汰もなく、拍子抜けするほどだった。前夜に雪が降ったので、南小河内からは山仕事に入る人もなく、だれも気付く者がなかった様であった。

酒もじゅうぶんに入り仕事の成功もあって、職人たちははしゃいで山を下った。大声でしゃべりながら南小河内の村へかかる頃になって事情が知れ、大騒ぎになったが、当の長岡村でさえも、半分程の者は夕方になるまで気が付かないような、あっといふ間の出来事であったという。織右

衛門と文蔵は夜になって宮木の宿まで伝兵衛を訪ね、七年来の念願が成就したと手厚く礼を述べた。

「人呼んで一日堰と申す、か。後々まで残る悪名だね」と伝兵衛も上機嫌であった。

しかし、納まらないのは両小河内村で、たまたまこの日は村役人が松本の預かり役所まで出張していたために、易々としてやられたと憤懣やる方なく、直ちに、北小河内は松島へ、南小河内は飯島へ訴え出たが、既成事実が優先して、お取り上げとはならず、十九日には織右衛門、為右衛門の兩名が松島役所まで呼び出され、お拝借金の証文を出すように申し付けられ、翌月には、溜め井の願書が出されている。

しかし、この荒っぽいやり方で後々感情的な対立が残らない筈はなく、いつの時か、流血の惨事が起きたといわれる。

この井筋は結局どのようなのかよく分からないが、『箕輪町誌』によれば、明治六年十二月に関織右衛門・永井庄造の発願により、同十七年五月に完成した一の沢用水（長岡用水）というのがあり、樽尾沢の水を揚水して、不足がちであった長岡村の飲用水を補給した上に、余水で畑と原野を合わせて七町六反歩余を開田したということで、

恐らくこの時伝兵衛の掘った井筋の一部が使用されたと
思われる。明治十五年十二月に両小河内村と最終的な誓約
書が成立したが、その前書きに次のようにある。

字樽尾沢溪水は一の沢川に合流し、旧来用水に仕来り候
ところ、長岡耕地は往年呑用水に乏しきをもって新堰を
疎通し、呑用水に使用いたしたく、累年示談方両小河内
村に依嘱候らえども理論上、あるいはかれこれ相反し十
全の示談相ならず、数年間公私の論議に好結果あらざり
しも、實際上長岡の困難あるべきを深く両小河内におい
て酌量し、右、樽尾沢の平水を分割し、更に誓約をなす
左のごとし。

その第三条には、「今後、両小河内村と長岡村との間の
一の沢替え水に関する証書が出てきても、それは一切無効
とする」という条項があり、交渉が何べんも行きつ戻りつ
したことを伺わせる。

また、樋口へ交渉して北小河内まで引くことになってい
た掘り継ぎ井筋は、結局江戸時代には着工できず、明治に
入ってから長岡の費用で工事にかかったが、費用が続かな
かったのか、貫通しないまま幻の井筋に終わった。

長岡（現上伊那郡箕輪町）の集落の中を通る用水は、現
在も使い水として大切に使われている。山を出て集落に入
る井筋は、『伝兵衛日記』に見るとおり、井幅三尺、井縁
三尺の掘ったままの土水路である。一〇〇年の歳月を経て
自然の山沢の水の様に風景の中にとけ込んでいる。

箕輪町の一の沢には現在県営の箕輪ダムを建設中である。
ここで溜められた水は、上伊那郡下一円の水道用水の足し
水に当てられるそうである。我が家を破産に追い込んでま
で、この井筋にかけた織石衛門・為右衛門の苦心を考え、
私は複雑な思いにとらわれて工事場のクレーンの音を聞き
ながら山を下りた。

おわりに

伝兵衛井筋について、お鷹岩井筋は宮下三津衛氏に書い
て頂いた。鞠が鼻井筋では埋橋糸人氏、小原井筋について
は故小松三郎氏の立派なご研究があるので、お許し頂いて
これらを要約して少し付け加え、上伊那西井筋では辰野町
誌編纂室の松田公正氏から資料をいただいた。上伊那東井
筋（上井筋）については辰野町資料の中に故中村寅一先生

の解説した資料がありこれを使用した。また、伝兵衛の子孫に当たる長谷村杉島の伊東伝兵衛氏には伝兵衛の日記の閲覧を許していただいた。

「越中普請」については横山篤美氏から植原家文書のご教示をいただき、高遠町郷土館の故星野正人氏には伝兵衛資料について便宜を計っていただいた。ここに厚くお礼申し上げます。

幕末の開田ブームの中に立ち現われた、伊東伝兵衛という偉才の姿を全くの駆け足で垣間見えたが、その活動の範囲は高遠領内に止まらず、幕府領であった天竜川流域の河岸段丘上の村々にもおよび、飯田近辺からさえも目論見の依頼があったほど伝兵衛の名声は上がっていた。生前に完成しなかったもの、目論見のまま手を付けられなかったものなど、多くの井筋を手掛けて、文久二年三月こつ然として世を去った時、伝兵衛は六二歳であった。

これほどのスケールの大きい仕事を押し進めるだけの技術的な力をいつ、どうして身に付けて行ったものかよくわかっていない。

高遠町に生まれ育った私には「伝兵衛井筋」の名前はゆったりと重く懐かしい響きを持っている。この井筋が伝兵衛井筋だと思っていると、あちらの井筋も伝兵衛井筋だとい

う。どれが本当だろうなどと言いあったものであった。

「伝兵衛さんは職人に渡すお金が続かなくなって、もう少して出来上がるところで職人たちが働かないと言い出したので、砥石を切ってきて馬で運ばせ、職人たちにお金が届いたと思わせて、工事を続けさせた。」という話を子供が聞いたことがあったが、同様の話が江戸時代初期に開発された佐久の五郎兵衛新田にも伝わっており、伝説めいているが、いずれにしても多額の資金を要する開発であったことは間違いない。

これらの工事にたざさわった職人は地元だけではなく、越中・美濃・知多・飛騨あたりからも来ており、お鷹岩井筋の掘り抜きには越前から石切りの職人が来ている。鞠が鼻では、文久四年の春には職人の日当として一日に一人銀一匁二分と、一升の扶持米が支給されたが、秋には銀一匁五分と米一升になっている。開発ラッシュで職人の賃金が上がっていたものかと思う。九六鋏・木挽き・大工などの労賃は皆この割合で支払われている。こうした渡り職人のことについては技術的に見れば面白い問題が残されていると思われる。

伝兵衛の開削の後も、安定した取水がおこなわれるようになったのは、三峰川総合開発以後であって、井筋の負担

は農民に取って死活問題であった。餓えの時代を通じてきた私の年代の者には、伝兵衛や農民たちの必死の思いがひしひしと伝わってくるが、減反・米余りの現代の子供たちに、この思いは理解されるであろうかと、わりなき思いが胸を去来する。

『伝兵衛日記』という一級資料の閲覧を許されて、書き出しては見たが、私の力が足りず、行間に溢れる伝兵衛の人柄も描き切れなかったのが心残りである。

参考文献

『伊東伝兵衛日記』：安政二年～安政六年

高遠町郷土館収蔵

『人野谷・お鷹岩井筋苦難の歴史』

宮下三津衛他：長谷村溝口水利組合編

『村落発達史の一断面としての井堰』

小松三郎：『信濃』昭和二十八年所収

『上伊那誌・人物篇』

辰野町図書館蔵

『辰野町資料・七』

春富耕地整理組合編

『箕輪町誌・自然現代編』

『伊那市誌・歴史編』

植原家蔵

『植原（内堀）文書』

『高遠藩総合年表』長谷川正次：青山社

『石垣普請』

北垣聡一郎：法政大学出版局

『土を拓げる人々』矢ヶ崎賢次：

長野県知事官房行政審議室・長野県耕地協会

參考資料

◎人物誌（上伊那誌人物編による）

埋橋與一（一八一九〜一八九〇）

水利家。文政二年九月、貝沼村（現伊那市）の与一右衛門の子に生まれ、幼名を兼吉と称した。嘉永三年（一八五〇）から明治四年まで名主役、同八年副戸長をつとめた。嘉永三年、名主就任とともに上井筋二三六六間、幅六尺の改修工事を起工し、三十六両三分を費やして嘉永五年竣工した。これにより十余町歩が開田された。

明治元年（一八六八）十二月に、溝口村の羽場善七と共に大世話役となってお鷹岩井筋の開削にあたった。現在長谷村溝口の熱田神社に碑がある。明治二十三年四月、七十二才で没した。

羽場善七（一八八〇）

溝口村の有力者。嘉永七年（一八五四）年寄り筋取立てとなる。同年、高遠藩へ金五十両献金。安政二年（一八五五）御仕送役見習い仰せ付かり、帯刀を許される。同年上屋敷地震類焼の折に、帯刀者だけで金千両を献金したが、その内の二十二両を献金して御紋付御帷子を頂戴する。

安政三年、村代判役、安政四年より三か年名主役、安政

五年より御仕送本役、一人扶持頂く。万延元年（一八六〇）より三か年村代判役、文久二年長百姓。明治二年、黒河内村お鷹岩井筋大世話役を仰せ付かる。明治三年、勸農役、同年十二月 お鷹岩井筋骨折りにつき、格別をもって永代門構え差し免ぜらる。明治十三年九月十四日没。
法名 礎石院金嶽亮剛清居士。

関 織右衛門（一八一八〜一八八四）

治水家。文政元年、長岡村（現箕輪町）に生れた。当時長岡村は湧水に乏しく飲水にも事欠く有様で、もちろん田用水が得られず、専ら畑地によって部落を形成していた。そこで、織右衛門は福沢為右衛門らと共に、東の樽尾沢から引き水することを計画したが、この沢の流末である一の沢の水は小河内村が使用していたため水利権のもつれが起った。当時これらの村々の支配は松本預かりであり、飯島陣屋などあって難航し、それゆえに小河内堰を天竜川上流より揚げる計画で、諏訪藩とも交渉するなど幾多の問題があり、加えて難工事で家財を傾けてしまったが、子文吉及び、永井正造などによって事業の完成を見るにいたった。明治十七年没。享年六十七才。

| 伝兵衛井筋年譜 | | |
|------------|--|--|
| 年次 | 事項 | |
| 明暦元年 1655 | 北佐久郡の柳沢弥左衛門は、貝沼原の新田開発を願い出て許可される。 | |
| 万治元年 1658 | 貝沼井筋完成。三峰川の大洪水で出来たばかりの井筋が決壊する。 | |
| 明和6年 1769 | 春近郷原新田村、井筋分水工事を佐久の柳沢家に依頼す。 | |
| 明和7年 1770 | 柳沢弥五右衛門の井筋工事、失敗に終る。 | |
| 寛政7年 1795 | 柳沢弥左衛門の百年忌に当たり、原新田に供養塔を建立。 | |
| 文化11年 1814 | 鞠が鼻井筋の回復を願い出て、許可となる。 | |
| 〃 14年 1817 | 鞠が鼻井筋の開発始まる。 | |
| 文政元年 1818 | 鞠が鼻井筋完成。 | |
| 〃 6年 1823 | 春近郷榛原村、原新田村より井筋の分水を得る。 | |
| 〃 7年 1824 | 入野谷郷溝口村、非持村新開地ならびに入り作地井筋について規定す。 | |
| 天保2年 1831 | 伊東伝兵衛、藩主の許可を得て、原新田の井筋改修計画を立てる。 | |
| 天保3年 1832 | 伝兵衛、鞠が鼻井筋改修の目論見を行なう。閏十一月、伝兵衛私費六百八十両を投じて、鞠が鼻井筋の改修に成功する。同年、伝兵衛、黒河内新井筋の目論見を行なう。 | |
| 天保12年 1841 | 伊東伝兵衛、鞠が鼻井筋の切り広め工事を行なう。 | |
| 天保14年 1843 | 春近郷榛原村、鞠が鼻井筋より分水して新田開発を行なう。 | |
| 嘉永2年 1849 | 辰野村覚右衛門・北大出村代治、天竜西井筋開削を願い出る。 | |

| 年次 | 事項 | |
|-----------|---|--|
| 嘉永7年 1854 | 伊東伝兵衛、小原新井筋開発目論見書提出。 | |
| 安政3年 1856 | 小原上井筋通水。 伝兵衛、職人4名ともに、諏訪大沢口より宮所まで、水盛をする。北大出村と伝兵衛の間に請負契約が成立。 | |
| 〃 4年 1857 | 伝兵衛、藩より大島二番井の世話役を仰せ付かり、小原下井筋より手を引く。 | |
| 〃 5年 1858 | 諏訪藩と取水交渉が成立し、天竜西井筋普請始まる。 | |
| 〃 6年 1859 | 伝兵衛および上伊那郷六か村、用水路作りにて、藩役所へ一札を出す。 | |
| 万延元年 1860 | 三月、中沢郷貝沼・福地村など六か村、鞠が鼻井筋費用の負担について協定する。十一月、藩役所は、鞠が鼻井筋の分水費用として、坪一勺の上納を命じた（坪一勺米事件）城下横町、細田元順小原井筋を完成する。 | |
| 文久元年 1861 | 四月十五日、藩役所は、農民に鞠が鼻井筋の使用を禁止する。同月二十八日、中沢郷貝沼村・福地村など五か村、井筋について江戸藩邸に越訴する。八月三日、藩役所、再度農民に坪一勺米の上納を命ずる。十二月、中沢郷貝沼村・福地村など五か村、鞠が鼻井筋の工事を村普請として行なうことを願い出る。 | |
| 文久2年 1862 | 三月、中沢郷貝沼村・福地村など五か村、鞠が鼻井筋の普請入用米出入りについて願い出る。また、春近郷田原村・下殿島村が、坪一勺米事件の仲介に立ち上がる。 八月十日、鞠が鼻井筋の経営を藩営とし、貝沼村埋橋与一 | |

| 年次 | 事項 | |
|-----------|--|--|
| | 右衛門・原新田村伊東弥五右衛門・榛原村伊東桂弥の三人が世話役を命じられた。十一月五日、藩役所は、鞠が鼻井筋の切り広め普請の計画を立てる。十二月、藩役所、井筋水代金八十両の徴収を行なう。この年、伝兵衛高遠にて死去す。行年六十二才。 | |
| 文久3年 1863 | 二月二十五日、藩役所は坪一勺米の地元預けを条件に上納を強制する。下旬にいたって、貝沼村など五か村惣代は井筋普請を江戸藩邸に越訴する。 | |
| 元治元年 1864 | 三月、中沢郷貝沼村など五か村、井筋改修について強訴したが鎮圧され首謀者は入牢となる。 | |
| 慶応元年 1865 | 四月、貝沼村埋橋与一右衛門ら三人は、鞠が鼻井筋入用金百両を藩役所から借用する。 | |
| 慶応2年 1866 | 十二月、医師太田立斉、小原井筋を完成する。 | |
| 慶応3年 1867 | 三月、春近郷殿島三か村、鞠が鼻井筋の人足から渡船代金を取ったことについて藩役所から叱責を受けた。この月、上殿島村は、鞠が鼻井筋使用に加入する。 | |
| 明治元年 1868 | 十二月十七日、入野谷郷黒河内谷右衛門、鷹岩井筋の世話役となる。中沢郷貝沼村の埋橋与一右衛門・入野谷郷溝口村羽場善七大世話役として、鷹岩井筋の普請を始める。 | |
| 明治四年 1871 | 八月六日、黒河内谷右衛門、井筋世話役出精につき賞せられる。 | |

宮下三津衛 (みやした みつえ)

明治40年 上伊那郡美和村（現在の長谷村）に生れる。

美和村役場に長年勤め、収入役、教育委員を歴任。

現在 長谷村村史編纂委員長。

共著 『入野谷・お鷹岩井筋苦難の歴史』

『長谷村の文化財』など。

北原優美 (きたはら ゆみ)

昭和10年 上伊那郡高遠町に生れる。

北原技術事務所勤務。『語りつぐ天竜川』の編集にたずさわる。

伊東伝兵衛と伝兵衛五井

昭和64年 1月 6日 発行

| | | |
|----------|--------------------------|--|
| 企画 発行 | 建設省中部地方建設局 天竜川上流工事事務所 | 長野県駒ヶ根市上穂南7-10 〒399-41 ☎0265-82-3251 |
| 編著者 | 宮 下 三 津 衛 北 原 優 美 | 長野県上伊那郡長谷村溝口 〒396-04 ☎0265-98-2293 長野県南安曇郡豊科町高家5279 〒399-82 ☎0263-72-6061 |
| 編集 | ㈱北原技術事務所 | 長野県南安曇郡豊科町高家5279 〒399-82 ☎0263-72-6061 |
| 印刷 | 双葉印刷㈱ | 長野県松本市城東2-2-6 〒390 ☎0263-32-2263 |

表紙：レザック・つむぎ(こうぞ) 本文：書籍用紙70kg 本文：9ポ

「語りつぐ天竜川」の発行にあたって

天竜川は独特の河川形態をもつ河川です。上流部は諏訪湖が洪水を調整して比較的穏やかな表情をしています。多雨域を後背地にもつ三峰川、小渋川、太田切川などの支川を合流するたびに、洪水とともに大量に土砂を受け入れて一気に急流土砂河川の様相を呈し、途中多くの狭窄部の間に氾濫原を形成してきています。

一方この氾濫原は伊那谷の穀倉地帯でもあり、地先の人々は出水の度に氾濫する天竜川との間に涙ぐましい闘いを繰り返してきました。

この天竜川の氾濫を鎮め水を高度に利用するための地元の長い営為の後を受けて、昭和12年から砂防を、昭和22年から河川を国が直轄事業として取り組むようになり、それぞれ50年及び40年を経過しました。その間、地域の皆様から絶大なるご協力を賜り、以前と比べると天竜川の安全性は格段に向上いたしました。

しかし安心は出来ません。絶えず流域の変貌をみつめて、河川施設の整備運用や維持管理を図っていかねばなりません。

また、天竜川は地域の人々の情操のうえでも深い関わりがあり、独特の風土や文化を育ててまいりました。河川を危険なものとして遠ざけたり、水があるからといって過度に取水してしまつてはなりません。治水利水について一応の成果をみた現在、地域にとって望ましい天竜川の姿を考え実現していくことがこれからの課題であると思います。

私たちは、天竜川流域の自然立地・生態及び人びととの係わりなどについてより深く理解するよう努め、より知恵のあるものに仕上げたいと考えるものであります。

「語りつぐ天竜川」は以上の趣旨に基づいて、天竜川の治水に関する地域の経験や知見を収集周知し広く地域共通の知識とすることにより、よりよい天竜川を築いていきたいと考え発行するものです。

なお、ご執筆いただいた方々には、自由な立場でお考えを披瀝していただいたため、建設省としての見解とはならない場合があることを付言いたします。

今後とも天竜川の治水について皆様のご指導ご鞭撻をお願いいたします。

建設省中部地方建設局天竜川上流工事事務所
所長 清治 真人

「語りつぐ天竜川」目録

1. 伊那谷の気象 米山啓一著
2. 天竜川上流域の立地と災害 北沢秋司著
3. 天竜川に於ける河川計画の歩み 鈴木徳行著
4. 総合治水の思想 上条宏之著
5. 総合治水と森林と 中野秀章著
6. 伊久間地先に於ける天竜川の変遷 松沢 武著
7. 天竜峡で見た天竜川水位の変遷 今村真直著
8. 村境は不思議だ 平沢清人著
9. 諏訪湖の富栄養化と生物群集の変遷 倉沢秀夫著
10. 諏訪湖の御神渡り 米山啓一著
11. 理兵衛堤防 下平元護著
12. 近世 天竜川の治水—伊那郡松島村— 市川脩三著
13. 川筋の変遷—天竜川と三峰川の場合— 唐沢和雄著
(以上既刊)
14. 伊那谷山岳部の降雨特性 宮崎敏孝著
15. 天竜川の橋 日下部新一著
16. 伊東伝兵衛と伝兵衛五井 北原優美編
17. 天竜川の魚や虫たち 橋爪寿人著
18. 天竜川のホタル 勝野重美著
(発刊中)